

- ・IoT時代のデータ流通を支える情報通信インフラの2020年までの整備に向けて、ネットワークの高度化等のために、ソフトウェア・仮想化技術等の活用によって膨大なIoT機器等を迅速・効率的にネットワークに接続するための最適制御技術の実用化に向けた開発・実証実験を来年度実施するとともに、これらの技術等を活用したネットワークの運用・管理に求められるスキルの明確化やその認定の在り方について検討を行う。あわせて、データセンターの地域分散化や、アドホック無線ネットワークの実現に向けた研究開発等を推進する。また、モバイルネットワークの高度化のためにM2M等向け専用番号の導入に必要な制度整備を本年中を目途に行うとともに、主要携帯電話事業者のスマートフォン利用者向けIPv6対応の来年末までの開始等に向けた取組を促すために、毎年度進捗状況の調査等を行う。
- ・IoTが生み出す新たなニーズや東京オリンピック・パラリンピック競技大会等に対応するため、周波数再編の実施や複数の無線システムによる周波数帯の共用促進、周波数をより高度かつ効率的に利用する技術の研究開発・技術試験を推進し、周波数帯の確保を進める。あわせて、研究開発の成果を踏まえて来年度から第5世代移動通信システム(5G)の総合実証試験を地方都市を含め先行的に実施するとともに、平成32年頃のサービスインに向けた技術基準策定等の制度整備を進める。
- ・外国人旅行者等が観光・災害時にも利用しやすいWi-Fi環境を実現するため、2020年までに主要な観光・防災拠点における重点整備箇所(避難所・避難場所に指定された学校等を含む(推計29,000箇所(※1)))について、国が本年中に作成する整備計画(※2)に基づき、無料Wi-Fi環境の整備を推進する。また、「無料公衆無線LAN整備促進協議会」を活用し、2018年までに既設のWi-Fiアクセスポイントの有効活用を推進すること等により、20万か所以上で、事業者の垣根を越えてシームレスにWi-Fi接続できる認証連携の仕組みを構築する。

(※1 箇所数は今後更に精査)

(※2 今後、毎年度改定を予定)

ウ) 4K・8Kの推進

2020年に全国の世帯の約50%で視聴されることを目指し、2018年の衛星放送における実用放送開始など4K・8Kを推進する。

2. 世界最先端の健康立国へ

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》「2020年までに国民の健康寿命を1歳以上延伸【男性70.42歳、女性73.62歳（2010年）】」

⇒2013年：男性71.19歳、女性74.21歳

《KPI》「2020年までにメタボ人口（特定保健指導の対象者をいう。）を2008年度比25%減【1400万人（2008年度）】」

⇒2013年度：2008年度比16.0%減

《KPI》「2020年までに、医薬品・医療機器の審査ラグ「0」【医薬品：1か月、医療機器：2か月（2011年度）】」

⇒2013年度：医薬品 0.1年、医療機器 0年

(2) 新たに講ずべき具体的施策

個人・保険者・経営者等に対する健康・予防インセンティブの制度設計等の基盤整備が進む中で、健康・予防に向けた新たなビジネスが広がりつつある。こうした流れが、健康増進に向けた個人の行動変容と、持続的なビジネスモデルの確立につながるよう、新たな取組を進める。さらに、公的保険外サービスによる健康増進等にとどまらず、ICT やロボット、人工知能、ゲノム解析等の技術革新を最大限に活用し、医療・介護の質や生産性の向上、国民の生活の質の向上、革新的な医薬品・医療機器等の開発・事業化につなげ、世界最先端の健康立国の実現を目指すとともに、グローバル市場の獲得を目指す。

i) 公的保険外サービスの活用促進

① 医療・介護関係者を含めた枠組み構築

公的保険外サービスが、その後の健康診断や医師や薬剤師、保健師、管理栄養士等の関与による、生活習慣の改善等の具体的な行動変容につながるよう、また、公的保険外の介護予防や生活支援等のサービスが、地域包括ケアシステムの一環として活用されるよう、医療・介護関係者と民間事業者が連携してサービス提供を行う枠組みを構築する。このため、健康・医療戦略推進本部の下、経済産業省と厚生労働省で、医療関係者や民間事業者団体の協力を得て、こうした枠組み構築に向けた基本的考え方をまとめ、あわせて、これらの分野で特に民間事業者の貢献が

期待される分野を明確にしつつ、持続可能なモデル構築を共同で行う旨を示した基本指針を、本年度中に策定する。策定に当たっては、地域において円滑に取り組を進めることができるよう、例えば、健診未受診者を対象にして切れ目ない対応を行う際の、民間事業者、保険者、自治体、医療機関等の適切な役割分担の在り方等について考え方を示すべく、次世代ヘルスケア産業協議会において、関係者で連携して検討した上でまとめる。この基本指針に基づき、来年度以降、地域版次世代ヘルスケア産業協議会等を活用し、地域において医療・介護関係者と公的保険外サービス事業者が連携してサービス提供を行うモデルの確立に向けて実証を行い、他地域への横展開を目指す。

② 介護を支える保険外サービス市場の創出・育成・見える化

介護分野での保険外サービス市場を創出・育成し、介護・認知症予防、生活支援や見守り、介護食等の、高齢者が地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう支える選択肢を充実させていく。地域における多様なサービスについて利用者や家族、自治体やケアマネジャー等の関係者が適切に情報を取得できるよう、自治体が商工会等とも連携しつつ、ケアマネジャーや高齢者等に対し、地域の保険外サービスについての説明会や体験会を実施するなどの取組を支援する。加えて、医療・介護関係者等のネットワークを活用し、介護食品の普及に向けた取組を本年度中に実施する。

また、地域において自治体と民間事業者が連携して取組を進めるよう、「地域包括ケアシステム構築に向けた公的介護保険外サービスの参考事例集（保険外サービス活用ガイドブック）」（平成28年3月31日厚生労働省・経済産業省・農林水産省作成）を活用してノウハウを普及させながら、サービスの担い手として民間事業者の活用も重要である旨自治体に対して周知啓発を行う。

③ エビデンスに基づく質の高いサービス市場構築

ヘルスケア分野の産業の健全な発展のため、エビデンスレベルの低い製品やサービスは市場から淘汰^{とうた}される仕組みを構築する。運動等のヘルスケアサービスに関しては、アクティブレジャーやヘルスツーリズム等の認証制度を普及させるとともに、客観的な根拠に基づいた産業として育成するため、公的研究機関等と連携して、サービスの品質確保に資す

るデータの収集・蓄積・評価の在り方に関する検討に着手し、来年度中を目途に具体的な取組を開始するとともに、その結果の幅広い周知を図る。また、健康関連の食市場についても、食品等の成分や食習慣情報も取り込んだビッグデータの活用基盤を構築し、個別の生活習慣を踏まえた食生活のサポートサービス等の発展につなげる。

これらの様々な分野での取組を、ヘルスケア分野において総合的に活用する方策について、例えば、ヘルスケアサービスを提供する事業者が自ら情報登録を行い、利用者がサービスの質を確認できる仕組み（例えば、ホームページ上におけるヘルスケアサービスのデータベース化等）を検討し、次世代ヘルスケア産業協議会において来年夏頃までに方針をまとめる。

④ 新たな健康寿命延伸産業の自立的創出に向けた環境整備

健康寿命延伸産業が持続的・自立的に創出されていくための環境を整備する。このため、産業競争力強化法のグレーゾーン解消制度を活用し、健康・医療分野における関係法令の適用範囲を明らかにするとともに、今後同様の事案に直面する新規事業者の参考となるよう、安全性や公衆衛生の観点にも配慮した上で、グレーゾーン解消事例を整理・公表していく。また、地域経済活性化支援機構（REVIC）、民間事業者や団体・イベント等と連携しながら、新事業創出に必要な資金供給（地域ヘルスケア産業支援ファンド等）、事業化支援人材の供給、優良事例の顕彰等を有機的につなげることで、ヘルスケア分野のエコシステム作りを行う。加えて、食・農、観光、スポーツなどの地域資源等を活用した産業創出を促進するとともに、高齢者に特有の疾患の解明や老化・加齢の制御についての基礎研究の推進、自治体での健康寿命延伸に向けた産業育成を促進するためのソーシャル・インパクト・ボンドの社会実装に向けた検討を進める。

⑤ 保険者機能の強化等による健康経営やデータヘルス計画等の更なる取組強化

健康経営やデータヘルス計画を通じた企業や保険者等による健康・予防に向けた取組を強化する。健康経営については、質の向上と更なる普及のため、健康経営銘柄を継続実施し、選定方法の改善を行うとともに、個別企業の健康経営の取組と企業業績等の関係性について経営学的視

点も踏まえた分析・研究を本年度中に実施する。また、日本健康会議において、健康経営に取り組む企業を2020年までに500社とする。中小企業向けには、健康経営優良法人認定制度を本年秋を目途に開始するとともに、民間事業者と連携して、認定企業に対する金融市場や労働市場におけるインセンティブが付与される仕組みの検討を本年度中に行う。あわせて、健康経営アドバイザーの普及促進等を通じたノウハウの提供を行う。

また、データヘルス計画の全国展開を加速するため、保険者機能を発揮するのにふさわしい規模を確保できるよう、保険者によるデータの集約・分析や保健指導の共同実施等を支援するとともに、ICT時代にふさわしい審査支払機関の在り方の議論を踏まえ、ICTとビッグデータ等を活用した保険者機能の強化を図る。さらに、データヘルス計画等の保険者の取組については、保険者が民間のヘルスケア事業者を活用しながら被保険者等の健康・予防に向けた取組を効果的に進められるよう、厚生労働省の民間事業者活用ワーキンググループ等において、民間事業者の活用拡大に向けた実態把握や課題整理等を行い、保険者が民間事業者を選ぶ際の留意点の整理、効率的な事業者選びの手法、事業者の質向上に向けた情報開示の在り方等具体的な対応について本年度中に一定の結論を得た上で、来年度以降必要な対応を実施する。あわせて、昨年度に初の取組として実施された「データヘルス・予防サービス見本市」について、本年度中に全国複数都市に規模を拡大して実施し、幅広く保険者・自治体と民間事業者とのマッチングを加速させる。

ii) ロボット・センサー等の技術を活用した介護の質・生産性の向上

行政が求める帳票等の文書量の半減に向けて取り組むとともに、現場のニーズを反映した使いやすいロボット等の開発支援やロボットやセンサー技術の介護現場への導入をさらに進める。また、ロボット等の導入による介護現場の生産性向上などのアウトカムデータの収集・分析を行うため、実証を行うフィールドを早急に決定し、本年度中に事業を開始する。そこで得られるデータの収集・分析結果を踏まえて、介護現場でのイノベーションや創意工夫を引き出すインセンティブの視点も考慮しつつ、介護現場の負担軽減に資する形での、介護報酬や人員配置・施設の基準の見直し等の対応も含め、制度上、ロボット等を用いた介護について適切に評価を行う方針について検討し、来年度中に結論を得る。

また、介護業務等に関するデータの標準化、介護記録の ICT 化による業務分析・標準化、適切なケアマネジメント手法の普及・サービスの質の評価を推進する。

こうした取組により、介護業務の改善を促進し、高齢者の自立支援に資する適切な介護サービスの推進による質の向上を図るとともに、介護業務の生産性の向上とそれを通じた介護職員の負担軽減を図る。

iii) 医療・介護等分野における ICT 化の徹底

① 医療等分野における ID の導入等

医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会報告書（平成 27 年 12 月 10 日同研究会取りまとめ）を踏まえ、医療保険のオンライン資格確認及び医療等 ID 制度の導入について、2018 年度からの段階的運用開始、2020 年からの本格運用を目指して、本年度中に具体的なシステムの仕組み・実務等について検討し、来年度から着実にシステム開発を実行する。その際、公的個人認証やマイナンバーカードなどオンライン資格確認のインフラを活用し、国民にとって安全で利便性が感じられる形で導入が進むような設計とした上で、開発を進めるとともに、公費負担医療の適正な運用の確保の観点からも、速やかに検討を行い、できる限り早期に必要な措置を講じる。あわせて、医療等分野のデータの徹底的なデジタル化や必要な標準化の取組も推進する。

② ビッグデータ活用によるイノベーション促進、医療現場や政策への活用

国等が保有する医療等分野の関連データベースについては、「医療等分野データ利活用プログラム」（平成 28 年 3 月 30 日次世代医療 ICT 基盤協議会策定）に整理したスケジュールに沿って、患者データの長期追跡や、医療情報データベースシステム（MID-NET）基盤整備事業や小児と薬情報収集ネットワーク整備事業等の各データベース間の連携、民間利活用の拡大に向けて、着実に対応を進める。

また、既存の法令との関係を整理した上で、医療等分野の情報を活用した創薬や治療の研究開発の促進に向けて、治療や検査データを広く収集し、安全に管理・匿名化を行い、利用につなげていくための新たな基盤として「代理機関（仮称）」を実現するため、次世代医療 ICT 基盤協議会等において「代理機関（仮称）」に係る制度を検討し、その結果を踏まえて、来年中を目途に所要の法制上の措置を講じる。その際、例えば「代

理機関（仮称）」で収集された膨大なデータを活用して、医療現場にエビデンスに基づく診療支援を提供することが可能になる等、医療関係者や患者がメリットを感じられる仕組みとなるよう関係各省等で連携して検討を進める。

さらに、これらのインフラも最大限活用しつつ、ICTを活用した患者・国民本位の医療等サービスの提供や持続可能な医療等システムの実現、産官学が一体となった研究開発や新規サービスの創出に向けて、患者・国民、医療等の現場にとって価値あるデータが、医療等の現場が主体となって自律的に作られていく次世代型の医療情報の共通インフラやプラットフォーム等の在り方や実現方策について、保健医療分野におけるICT活用推進懇談会において、本年度に検討を行い、厚生労働省等において必要な対応を実施する。

③ 個人の医療・健康等情報の統合的な活用

ウェアラブル端末からの情報収集等新たな形態が現れ、医療・健康等に関するデータの収集・管理の在り方が進展していく中で、民間の創意工夫を生かした健康管理サービス等の新たなサービス市場の発展を見越して、必要な環境整備を行っていく。まずは、個々人の状況に合った「個別化健康サービス」の提供を実現するため、保険者・企業が有するレセプト・健診・ウェアラブル端末等から日常的に取得できる健康情報を、対象者の同意の下で集約・分析し、個別に健康サービスを提供する実証事業を本年度中に開始するとともに、中小企業や地域への横展開を図る。医療保険者に対する予防・健康づくりを強化するインセンティブ改革に当たっては、こうした取組も含め、ICT等を活用した予防・健康づくりにインセンティブが付与されるよう設計を行う。また、患者本人が自らの生涯にわたる医療等の情報を経年的に把握できる仕組み（Personal Health Record（PHR））の構築に向け、次世代医療ICT基盤協議会の議論とも連携しながら、データの円滑な流通や事業者の運営モデル等の構築のための研究を本年度中に開始する。これらの各種の健康管理サービス等の提供に向けた取組が、国民の健康増進や生活の質の向上に資するとともに健全な形で発展するよう、相互の取組の連携や必要なルール等の在り方についても、並行して、健康・医療戦略推進本部の下、各省等が連携して必要な検討等を進める。

2018年度までを目標とした地域医療情報連携ネットワークの全国各

地への普及に向けて、地域医療介護総合確保基金による病床の機能分化・連携のためのネットワーク構築費用の支援や診療報酬における ICT を使った情報連携への評価を活用するとともに、相互利用が可能なネットワーク構築の仕組みやノウハウの発信を本年度中に行う。また、医療の必要性が高い重症心身障害者等が全国どこでも安心して救急医療を受けられるためのシステムの構築について、本年度に検討を進める。

iv) 日本発の優れた医薬品・医療機器等の開発・事業化、グローバル市場獲得・国際貢献

① 医療分野の研究開発の推進

昨年4月1日に発足した国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）において、基礎研究から実用化まで切れ目ない研究管理・支援を一体的に行うことにより、日本発の革新的な医薬品・医療機器等の創出に向けた研究開発を推進する。具体的には、医薬品創出、医療機器開発、革新的な医療技術創出拠点、再生医療、オーダーメイド・ゲノム医療、がん、精神・神経疾患、新興・再興感染症、難病等の領域ごとの取組の加速化・重点化を図る。新興・再興感染症に関しては、新たなワクチンや、新たな抗菌薬・抗ウイルス薬等の開発を推進する。また、臨床研究に関する法的枠組みを整備するとともに、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）の体制強化等を図りつつ、国際水準の質の高い臨床研究・治験の推進を図る。

その際、アカデミア創薬の企業開発への移行を促進するため、企業の戦略等を踏まえた創薬の支援機能を強化していくことが必要である。具体的には、創薬シーズの開発局面に応じた官民共同の支援体制や、知財権利化のための戦略的な体制の構築を進める。

② クリニカル・イノベーション・ネットワークの構築等によるイノベーション推進

国立高度専門医療研究センター（NC）や学会等が構築する疾患登録システムなどのネットワーク化を行う「クリニカル・イノベーション・ネットワーク」の構築を推進し、効率的な臨床開発のための環境整備を進める。

また、疾病の早期発見・早期治療による先制医療や、患者の個人差を踏まえた個別化医療、再生医療といった先端技術を活用し、効果的な医

療を実現するため、医療機関、企業、研究機関等が緊密に連携し、人工知能、IoT 技術、高精細映像技術等を活用した診断支援システムなどの開発支援や、それらの実用化に当たって要となる性能や安全性の評価技術・体制の整備を行う。その際、人工知能を活用した医療診断支援システムを含め適用される「医療機器プログラムの承認申請に関するガイドンス」(本年3月31日公表)の周知を図り実用化を後押しするとともに、再生医療等製品やバイオ医薬品の製造技術の開発、早期診断技術の開発等を支援する。

さらに、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）においては、薬事戦略相談による実用化促進のための支援を強化するとともに、臨床試験成績等のビッグデータを活用し、データ解析等による新たな薬効評価の指標・手法の開発やガイドライン作成等とそれを通じた企業による開発促進の実現に向けて、本年度から試行的に取組を開始した上で、2018年には本格的な取組を行うレギュラトリーサイエンスセンターを設置する。その取組を踏まえ、MID-NETの診療データ及びNC等の疾患登録情報の解析や、企業や医療機関でのMID-NETの活用促進を通じて、安全対策の強化を図る。

③ 信頼性の確保されたゲノム医療の実現等

ゲノム情報の医療への実用化が進む、がん、難病・希少疾病領域について、ゲノム検査・解析、解釈等に関する高度な技術を有する医療機関を含めたゲノム医療提供体制の構築を進めるとともに、ゲノム情報を用いた新たな製品及び技術の臨床における普及に向けた課題解決について検討を進める。

また、消費者向け遺伝子検査ビジネスについては、健康増進等に応用していくことを可能とするため、遺伝子検査の品質・精度管理、科学的根拠に基づいた情報提供、個人情報保護を図る等、健全な発展を図る。

④ 異業種やベンチャー企業も含めたエコシステムの構築

医療現場のニーズに合った優れた医療機器等の開発・事業化に向けて、民間資金も活用しつつ、異業種からの参入、製品コンセプトづくり、知財戦略、人材育成、販路開拓等を支援するとともに、医療現場と医療機器の開発事業者、異業種参入事業者、地域支援機関等のネットワーク（医療機器開発支援ネットワーク）を強化する。また、医療現場とも連携し、

ニーズを効率的・効果的に収集・分析する体制を強化する。その際、地域クラスターの増加・発展に向けて、イノベーションに取り組む中小企業も含め、保険適用・国際展開等の出口戦略を見据えた医療機器開発人材の育成を強化する。

さらに、医療のイノベーションを担うベンチャー企業の振興に関する懇談会において、医療系ベンチャーの将来ビジョンや基礎研究から薬事申請等まで見据えた支援の在り方について、ベンチャーに対する研究支援の充実、人材確保の支援、薬事や薬価の相談支援の充実、厚生労働省等によるベンチャー支援体制の確保などの検討を進め、その提言等を踏まえて、医療系ベンチャーへの支援策を講じることにより、大学や研究機関等で発見された優れた医薬品などのシーズの実用化を加速する。こうした取組も含めて、創薬シーズ・技術の開発局面に応じた支援を推進しイノベーションの加速化を図る。

これらを通じて、優れた医薬品・医療機器等開発のためのエコシステムを構築し、健康寿命の延伸や、医療の質の向上につなげていく。

⑤ グローバル市場の獲得・国際貢献

日本発の医療・介護及び医療機器等のグローバル市場での普及のため、相手国・地域のニーズに合った性能・価格水準の医療機器開発を推進する。また、医療機器等に係る実用的な評価法を世界に先駆けて提案し、規制で用いられる基準として受け入れられるよう、国際標準化を推進する。

医療・介護の国際展開のうち、アウトバウンドの推進については、一般社団法人メディカル・エクセレンス・ジャパン (MEJ) や独立行政法人日本貿易振興機構 (JETRO) 等を活用しながら、海外で日本の医療機関等が運営する現地医療機関 (日本式医療拠点) の設立支援や、各国での人材育成・制度整備とパッケージ化した効果的な医療・介護サービスや医療機器・医薬品等の販路開拓・案件組成支援を行う。医療機器の市場開拓を一層進めるに当たり、医療機器のメンテナンス体制の構築・充実を推進する。

各国での制度整備を見越して、国際機関との連携を強化し、日本が国際保健に係るルール形成の場で主導権を握ることを目指して、国際保健政策人材の育成等を担う人材戦略の司令塔の設置等に取り組むとともに、PMDA のアジア医薬品医療機器トレーニングセンターによる研修等を

通じ、日本の医薬品・医療機器等の規制制度等の理解を促進・普及し、アジア諸国への制度輸出に向けた環境整備に取り組む。また、各種国際会議及び国際機関等との連携を通じて、日本の制度の国際的な普及促進に努め、保健課題の対応において日本の経験・知見・技術が活用されるべく取り組む。

「国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本計画」（平成 28 年 2 月 9 日国際的に脅威となる感染症対策関係閣僚会議決定）に基づき、感染症危機時の国連機関等による連携対処の枠組み、世界保健機関（WHO）や開発途上国への資金支援を行う「世界エイズ・結核・マラリア対策基金」等への支援、人材の育成・派遣等の仕組みの構築、開発途上国への総合的・効果的な医薬品等の提供方策の展開、国内の感染症危機管理体制・対策の強化、感染症に係る研究能力・機能の強化、国際共同研究等を推進する。また、「薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン」（平成 28 年 4 月 5 日同会議決定）に基づき、AMR 感染症治療薬に関する国際共通臨床評価ガイドラインを策定するほか、新たな制度の実施を含め、薬剤耐性感染症に対する新薬の開発促進策の在り方、動物分野の対応等について検討を行う。途上国に向けた「顧みられない熱帯病（NTDs）」等に対するワクチンを含めた新薬開発についても、日本の製薬産業の優れた研究開発をいかして必要な支援を行う。

さらに、インバウンドの推進として、訪日外国人向けの医療提供（例えば高度な治療を目的とした渡航者への医療提供、観光客への医療の提供）のため必要な環境整備を行う。

これらにより、各国の保健医療水準の向上をはじめ現地の課題解決に貢献するとともに、新興国を中心に拡大するグローバル市場の獲得を図る。

v) 「地域医療連携推進法人」制度の具体化

複数の医療法人等の一体的経営を可能とする「地域医療連携推進法人」制度の創設等を盛り込んだ医療法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 74 号）の成立を受け、来年 4 月の施行に向けて、使い勝手の良い制度となるよう政省令等の整備を進めるとともに、地域でのより良い医療介護連携や、医療機関の最適な事業運営、多様なヘルスケアサービスとの提携、医薬品・医療機器の研究開発の基盤の充実等の多様な事例が展開されるよう、効果的に情報発信を行う。また、他病院との一体的経営

を志向する大学附属病院の大学からの別法人化についても、「地域医療連携推進法人」制度と同時に円滑にスタートできるよう、本年中に必要な制度改正を行うとともに、関係者と連携して着実に準備を進める。

3. 攻めの農林水産業の展開と輸出力の強化

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》「今後 10 年間（2023 年まで）で全農地面積の 8 割が担い手によって利用される」（2013 年度末：48.7%）

⇒2015 年度末：52.3%

《KPI》「今後 10 年間（2023 年まで）で資材・流通面等での産業界の努力も反映して担い手のコメの生産コストを現状全国平均比 4 割削減する」（2011 年産の全国平均のコメの生産コスト：16,001 円/60kg）

⇒2014 年産の担い手のコメの生産コスト

- ・個別経営* 11,558 円/60kg（16,001 円/60kg に対し 28%減）
- ・組織法人経営** 11,885 円/60kg（16,001 円/60kg に対し 26%減）

* 認定農業者のうち、農業就業者 1 人当たりの稲作に係る農業所得が他産業所得と同等となる個別経営体（水稲作付面積 15ha 以上層）

** 米の販売金額が第 1 位となる稲作主体の組織法人経営体（平均水稲作付面積約 27ha）

《KPI》「今後 10 年間（2023 年まで）で法人経営体数を 2010 年比約 4 倍の 5 万法人とする」（2010 年：1 万 2,511 法人）

⇒2014 年：1 万 5,300 法人

《KPI》「6 次産業化の市場規模を 2020 年に 10 兆円とする」

⇒2014 年度：5.1 兆円*

* 食料・農業・農村政策審議会において 6 次産業化の市場規模として整理された、今後成長が見込める 7 分野（加工・直売、輸出、都市と農山漁村の交流等）の市場規模の合計

《KPI》「酪農について、2020 年までに 6 次産業化の取組件数を 500 件にする」（2014 年：236 件）

⇒2015 年（4 月末）：284 件

《KPI》「2020 年の農林水産物・食品の輸出額 1 兆円目標を前倒しで達成する」（2012 年：4,497 億円）

⇒2015 年：7,451 億円

(2) 新たに講ずべき具体的施策

地域に密着した産業である農林水産業の成長産業化を進め、基幹産業としての維持・発展と従事者の所得の向上を図るため、これまで「日本再興戦略」に基づき、米政策改革、農協改革等を推進し、農地中間管理機構の創設等を通じ農地の集積・集約を進めてきた。この結果、100ha を超えるようなこれまでにない規模の経営も生まれつつあり、このような動きを一層加速する必要がある。また、8億人の巨大市場をつくり出す TPP は、農林水産業にとって大きなチャンスであり、「攻めの農林水産業」への転換が一層求められる。

このためには、「日本再興戦略」で示された改革事項や「総合的な TPP 関連政策大綱」（平成 27 年 11 月 25 日 TPP 総合対策本部決定）に基づく施策を着実に実施するとともに、産業界との連携や、IT システム・ビッグデータの利活用等、生産現場の周辺にある優れた知見を結集・活用し、売上げの拡大や生産コスト・中間マージンの削減等による生産性の徹底した向上を進める必要がある。

このため、以下のとおり、i) 経営体の育成等による生産現場の強化、ii) 6次産業化の推進等によるバリューチェーンの連結、iii) 世界の食市場を取り込むための輸出力の強化、iv) 林業の成長産業化、v) 水産業の成長産業化に取り組む。

i) 生産現場の強化

① 農地中間管理機構の機能強化等

農地中間管理機構の昨年度の実績（借入・転貸）は、初年度（2014年度）の3倍程度に増大しているが、全都道府県で機構を軌道に乗せるため、更に改善を図っていく必要がある。このため、以下の施策に取り組む。

- ・機構の実績向上のためには、都道府県知事の強力な指導力が不可欠であり、都道府県による機構活用のインセンティブが高まるよう、実績を上げた都道府県について各般の施策に配慮する仕組みを導入する。具体的には、当該仕組みの対象となる予算項目と機構事業の実績に応じた配分方針について速やかに公表するとともに、当該方針に基づいて、昨年度の機構事業の実績公表後に配分される対象予算について機構事業の実績を考慮し、配分することとする。それ以降の施策配慮の仕組みについては、配分による効果等を検証しながら、対象とする予算や配分の仕方について必要に応じ見直しを行

う。

- ・農地流動化に向けた地域の農業者等の話し合いを促進するため、農地情報を効率的に公開しつつ、機構等に対し、農業法人経営者や企業経営者の更なる登用など役員体制の整備、農地の大区画化に実績を挙げている土地改良区や農業委員・農地利用最適化推進委員との連携強化を含めた現地でのコーディネート活動の充実、遊休農地の課税強化の措置の周知と農地の集積・集約化のための機構に貸し付けた農地の課税軽減の措置の活用等を要請するとともに、その実施状況を把握・公表する。
- ・相続未登記の農地が機構の活用の阻害要因となっているとの指摘があることを踏まえ、全国の状況について調査を行うとともに、政府全体で相続登記の促進などの改善策を検討する。
- ・農地の大区画化等を進める農地整備について、機構により農地の集積・集約が進められている区域での実施を一層強化する。これらにより土地改良事業を一層推進する。また、日本型直接支払制度を着実に推進するとともに、生産条件が不利な中山間地域については、その特性に応じた産地の収益力向上を図る。

② 米政策改革の着実な実施

- ・水田農業の競争活性化のためには、個々の経営者が自らの経営判断に基づき作物を選択できる環境が必要であり、2018年産米を目途とする米の生産調整の見直しに向けた工程を確実に実施する。また、このような工程を進める中で、これまでの政策を検証しつつ、更なる取組や自立的な経営判断を促すような政策について検討する。
- ・米については、主食用米及び飼料用米を対象に生産性向上のKPIを設定しており、PDCAサイクルを通じ確実に達成する。飼料用米については、PDCAサイクルを回す前提として本年秋までに生産コストの内訳を調査・公表するとともに、先進的な取組等を基に作成した生産コスト低減マニュアルを現場に周知・徹底する。

③ 生産性向上を担う経営体の育成・確保

ア) 経営力のある農業者の育成

- ・意欲ある農業者が、オンラインでの講座も活用しつつ、営農活動と並行して販売、財務、組織管理等の経営に必要な事項を学ぶことができ

るよう、地方自治体、大学、民間機関等による学習の場を立ち上げ、充実・強化する。

イ) 経営体の強化

- ・個人経営の法人化を一層推進するとともに、法人の経営改善を支援する。このため、農業分野における税理士、中小企業診断士などの経営専門家のより一層の活躍に向け、農業分野との接点を広げるための交流会や経営専門家間でノウハウ等の共有を進めるための研修会等を都道府県単位で実施する。
- ・個々の農業経営体が自前で研究・開発部門を持つことは技術的、財政的に困難が多いことから、大学・試験研究機関等の研究成果を農業者等が利用しやすい形で公表するとともに、明確な開発目標に基づき、大学・試験研究機関・企業・農業経営体が一体となって、先端技術の開発・現場実証を行う仕組みを設ける。

ウ) 次世代人材の確保

- ・若者の就農・定着を促進するため、従来の施策の見直しとともに、次世代を担う人材への投資についての施策を検討する。
- ・農家所得の向上につながる新たな技術やサービスを提供する農業関連ベンチャーの活躍や参入を促進するため、表彰制度の創設等を進める。

エ) セーフティネットの整備

- ・経営管理を適切に行っている農業者のためのセーフティネットとして、農業経営全体の収入に着目した収入保険制度について、事業化調査を進めるとともに、制度の在り方や仕組みについて、関連する制度（農業共済制度等）の在り方を含めて検討し、必要な法制上の措置を講ずる。
- ・大規模経営の創出に伴う離農者の就労の場の確保にも資するため、農村地域工業等導入促進法（昭和 46 年法律第 112 号）の見直し等を行い農村地域の雇用を創造する。

④ 成長に必要な資金の供給

- ・経営体の成長局面に対応した円滑な資金供給を、個人保証に過度に依存しない形で実施することを可能にするため、株式会社日本政策金融

公庫等が本年2月以降本格的に取り組んでいる事業性評価融資について、来年4月以降、実施状況の点検・評価を行い、必要な改善を行う。

- ・民間金融機関による農業融資が活性化するよう、民間金融機関を対象とした研修会の開催等により農業に関連する知識の習得や農業関係者との交流を促進するとともに、株式会社日本政策金融公庫と民間金融機関との連携を強化し、農業融資のノウハウの提供等を進める。また、民間金融機関からの資金調達に際して信用保証制度が幅広く利用可能となるよう、保証制度を見直す。
- ・意欲ある農業法人による大規模な経営発展を目指す取組に対応するため、農業法人投資育成事業による農業法人への投資について、1投資主体における1投資先についての投資金額の比率の上限を引き上げる。

⑤ 生産現場の周辺にある優れた知見の結集・活用

ア) 産業界との連携

- ・農業界と産業界の連携を強化し、農外の知見の活用による生産性の向上を促進するため、先端技術を有する企業との共同による最先端のモデル的技術の開発や、地域の商工会議所・商工会等と連携した新商品の開発等を推進する。
- ・農業法人が、他産業のノウハウや経験を持つ人材を採用し、更なる経営発展に生かすことができるよう、産業界の協力を得て、人材のマッチングの仕組みを整備するとともに、従業員のキャリアアップの促進を図るため、農業分野の実態に即した実践的な人材育成プログラムの検討等を進める。

イ) 生産資材の価格形成の仕組みの見直し

農業生産資材（農業機械、肥料、飼料、農薬等）について、農業者の所得向上につながる価格形成の仕組みの構築を進める。このため、以下の事項等について検討を進め、今秋を目途に具体的な方策を取りまとめる。

- ・農業者が少しでも安い生産資材を自ら選択して調達できるようにするための方策
- ・農業者の真のニーズに合った商品の提供や生産コストの低減に向けた

生産資材メーカーの取組

- ・農協系、商系を問わず、農業者のために生産資材を安く提供するための流通業者間の競争を活性化するための取組や方策
- ・生産資材の安価な調達を進めていく際に公正かつ自由な競争が確保されるための方策

ウ) 産学連携による日本版フードバレーの実現

- ・優れた国際競争力を持つ革新的な温室生産システムを生み出したオランダのフードバレーの事例等を参考に、我が国においても、オープンイノベーションによる革新的な研究開発を進める。このため、本年4月に設立された「産学官連携協議会」等を活用し、日本食・食産業のグローバル展開、健康増進産業の創出、新たな生物系素材産業の創出等の6つのテーマで研究を進め、事業化・商品化が有望な研究成果を生み出す。

エ) 革新的技術の導入による生産性の抜本的改善

- ・労働力不足による成長制約を打開するため、経験の浅いオペレーターでも熟練農業者並みのトラクター操作が可能となる GPS 自動運転補助装置の普及を図る。このため、準天頂衛星の4機体制が整備される2018年までに海外製品よりも大幅に安い製品の市場投入を目指し、メーカー、大学等の共同研究による技術開発を推進する。
- ・夜間走行、複数走行、自動走行等により、現行の技術体系の下での土地利用型農業の規模限界を打破する高精度 GPS 等の地理空間情報（G空間情報）を活用したトラクターの自動走行システムを実用化する。このため、有人監視下でのほ場内での無人システムについて、2018年までに製品が市販されることとなるよう、産学の共同研究を支援するとともに、本年度中に安全性確保ガイドラインを策定する。さらに、ほ場間での移動を含む遠隔監視による無人自動走行システムを2020年までに実現するため、共同研究の一層の推進を図るとともに、関連する制度整備を進める。
- ・農業分野で普及しつつある IT システムの高度化や、ビッグデータの利活用を推進するため、農業 IT システムで利用される各種の名称、規格等の標準化やその実装を進める。このため、「農業情報創成・流通促進戦略に係る標準化ロードマップ」（平成28年3月31日 IT 総合戦

略本部・新戦略推進専門調査会農業分科会取りまとめ)に基づき、本年度においては、昨年度策定した農作業の名称や環境情報のデータ項目に関する個別ガイドライン(本格運用版)、標準利用規約ガイド等を全国に展開・普及する取組等を推進するとともに、農作物の名称や農業情報のデータ交換インターフェースに関する個別ガイドライン(本格運用版)の策定等を行う。

- ・AI(人工知能)やIoTの活用により飛躍的な生産性の向上を図るため、「人工知能未来農業創造プロジェクト(仮称)」に取り組み、手作業の軽労化・効率化を実現するロボットの開発や、シェアリングによる流通効率化等の社会実験を進める。
- ・先人の知恵と科学的知見を取り入れた土づくり技術の普及を通じて持続可能な農業を推進し、有機農産物等に対する消費者ニーズに対応するため、生産者や生産グループがきめ細かな技術指導を十分に受けられるよう、外部の「土づくり専門家」と地域の普及組織等が連携して行う土づくりの取組を推進する。
- ・生産基盤の整備に当たっては、ICTの活用による水管理の省力化技術の導入等を推進する。

オ) 都市における新産業としての農業の振興

- ・都市農業振興基本法(平成27年法律第14号)の制定を受け、都市にしかない斬新で多様な切り口を生かした新しい農業を振興するため、新たな取組の場となる農地の確保や、新規就農者、ベンチャー意識を持った企業等の参入を促進するための法整備等を行う。また、都市農業の成長産業化を図るため、ICTを活用した農業等について検討を進める。

ii) 国内バリューチェーンの連結

① 生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工構造の実現

農業者の所得向上のため、生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立に向けた仕組みの構築を進める。このため、以下の事項等について検討を進め、今秋を目途に具体的な方策を取りまとめる。

- ・農業者が自らの責任で販売先と価格を決定できる多様な選択肢が用意

される流通構造を形成するための方策

- ・農産物を少しでも高く販売し、農業者の手取りを増やすことができる販売ルートを構築するための、農協系統、多様な農業者グループや流通業者、卸売市場等の取組
- ・様々な流通経路における値決めや手数料等について、農業者の目線で分かりやすく納得のいくものにするための方策
- ・農業者に有利な条件での農産物の販売を進めていく際に公正かつ自由な競争が確保されるための方策

② 生乳の生産・流通構造の改革

指定生乳生産者団体制度導入後の生乳需給構造の変化や近年の消費者ニーズの多様化に対応し、我が国酪農業の生産基盤を強化しつつ、酪農家の一層の所得向上を図ることが必要である。

このため、現在の指定生乳生産者団体が有している諸機能を評価・検証し、我が国酪農業の成長・発展、最終需要への一層の即応を実現する観点から、酪農家の経営マインド^{かんよう}涵養、生産・流通の柔軟化を通じた付加価値の向上に向け、指定生乳生産者団体制度の是非や現行の補給金の交付対象の在り方を含めた抜本的改革について本年秋までに検討し、結論を得る。

③ 6次産業化の推進

- ・農林漁業成長産業化支援機構（A-FIVE）が、十分な投資実行により、農林漁業者の成長を支援するインキュベーターとしての役割を適切に果たすこととなるよう、農業法人が別法人を作らずに6次産業化に取り組む場合における直接的な支援の方策を検討する。また、スピード感を持った事業展開が可能となるよう、案件審査や管理について現場の裁量を拡大することを求めるとともに、複数の都道府県をまたぐ6次産業化の案件が円滑に形成されるよう A-FIVE による直接出資の活用を進めるよう求める。これらの対応の成果を確認し、その進捗を見極めつつ、投資対象の拡大等の更なる制度・運用の改善について検討する。
- ・農業者がマーケットインの発想で生産のみならず加工や販売に取り組むに当たって課題に直面した際に、その分野について知見のある異業種の専門家を活用して解決を図る取組を推進する。

④ ブランド力を発揮するための環境整備等

- ・農林漁業者が、自らのブランド力を生かし、国内・国外の競合産地と適正に競争できるよう、また、消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保に資するよう、原料原産地表示について、全ての加工食品への導入に向け、実行可能な方策について検討を進める。
- ・地域と結び付いた特色ある農林水産物・食品について、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成 26 年法律第 84 号）に基づく地理的表示（GI）の登録を推進するとともに、諸外国との GI 相互保護を促進することにより海外における GI 保護を推進し、海外での日本産ブランドの創出・向上を図る。
- ・まだ食べられる状態で廃棄される食品、いわゆる食品ロスの削減に向けて、食品事業者と消費者、行政の連携による国民運動を抜本的に強化する。また、生産・流通・消費などの過程で発生する未利用食品を、必要としている人や施設に届けるフードバンク活動を推進する。

⑤ 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた対応の準備

- ・2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を、日本の食文化と国産食材を内外にアピールする場として活用することを目指し、今後、大会組織委員会が策定する食材の調達基準が我が国の農業や漁業生産の特色を踏まえたものとなるよう調整を進める。また、基礎的な準備として、GAP（農業生産工程管理）・HACCP（食品製造等に関する危害要因を分析し、特に重要な工程を監視・記録するシステム）の導入や、有機農業等の持続可能な農業の普及・拡大を推進する。また、GAP・HACCP に関し、国際的に通用する水準の認証の仕組みについて、本年度中に運用を開始し、国際規格化に向けた取組を加速する。

iii) 輸出力の強化

我が国農林水産業の輸出力を強化し、アジアを中心に拡大する世界の食市場を、我が国農林水産物・食品の販路に取り込む。このため、「農林水産業の輸出力強化戦略」（平成 28 年 5 月 19 日農林水産業・地域の活力創造本部取りまとめ）に基づき、農林漁業者や食品事業者による意欲的な取組の支援と、民間では対応できない外国の規制等への対応に取り組む。

- 特に、同戦略において新たに提示された、
- 1) 在外公館、海外現地事務所、関係省庁等の様々なルートから得られる現地ニーズなど輸出に関する情報の独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）への一元的な集約と、ウェブページやメールマガジン等を活用した農林漁業者・食品事業者への提供
 - 2) 日本食材の品質を世界にアピールするための、
 - ・日本農林規格（JAS）の仕組みを活用した日本製品の品質や特色を担保する制度の検討
 - ・インバウンド施策との連携による、外国人旅行者を対象とした農山漁村や日本食・食文化を体験できる取組等の拡大
 - ・日本文化・食文化と一体となった日本茶を含む日本食材の売込み
 - ・「食」や「農」をテーマにした旅行商品の開発・販売
 - ・在外公館やジャパン・ハウスの日本産品・日本食材の発信拠点としての活用
 - 3) 日本食材の戦略的な販売・プロモーションを進めるための、
 - ・輸出戦略実行委員会の下に設置する企画戦略会議において、JETROの機能を最大限活用しつつ行う、官民一体となった統一的・戦略的プロモーションの企画・実行
 - ・ジャパンプランド定着に向けたリレー出荷・周年供給体制の整備
 - ・フェアの重複排除や、イベント間の連携等を可能とする、1年以上先のイベント情報を盛り込んだ「国・地域別イベントカレンダー」の本年夏からの作成
 - ・低コスト・大量輸送を可能とする鮮度保持輸送技術の普及と開発
 - 4) 様々な販売ルートの開拓の一環として、農林漁業者自身が海外に販売拠点を設け、生鮮品・一次加工品を直接輸出する取組の支援
 - 5) 国内の卸売市場の輸出拠点化のための、
 - ・卸売市場施設の海外バイヤーや輸出業者への開放の促進
 - ・海外バイヤーと卸売業者の直接取引や、海外バイヤーの依頼を受けた仲卸業者による産地との直接取引を可能とする規制緩和
 - ・卸売市場内での輸出向けコンテナヤード等の整備
 - 6) オールジャパンでの幅広い選択肢を持った交渉により、食品安全、放射性物質、検疫、通関手続などの輸出に関する諸外国の規制等の緩和・撤廃を加速するための、関係省庁を構成員とする「輸出規制等対応チーム（仮称）」の本年夏までの設置

- 7) 国内での輸出関連手続の簡素化・迅速化のための、
- ・NACCS（輸出入・港湾関連情報処理システム）により一元処理できる証明書の、本年度中を目指した範囲の拡大
 - ・動植物検疫について、主要海空港以外での早朝・深夜・土日・祝日の柔軟な対応

について、「7つのアクション」として速やかに着手する。

また、同戦略で定める「国・地域別の輸出拡大戦略」と「品目別の輸出力強化に向けた対応方向」（「2つのメッセージ」）について、事業者が輸出にチャレンジするきっかけとなるよう、全国各地での説明会の開催や、ホームページ、SNS等の活用により周知を進める。

これらの取組により、農林水産物・食品の輸出額について、2020年の1兆円目標の可能な限り早期の達成を目指し本年秋までに新たな輸出額の達成目標を取りまとめる。

iv) 林業の成長産業化

① 新たな木材需要の創出

- ・新国立競技場において国産材を積極利用するなど、住宅分野に加え、公共建築物、商業施設、中高層建築物の木造・木質化を推進する。このため、CLT（直交集成板）、木質系耐火部材などの新たな木材製品の活用に向け、本年4月までに整備した建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく告示を踏まえ、CLTの建築材料としての普及促進を進めるとともに、各地の工務店をはじめ実務者が取り組みやすい設計・施工ノウハウの普及、木造建築に強い人材の育成、新たな木材製品の生産体制の充実と耐震性能の実証を含めた更なる研究開発の推進等に取り組む。また、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）の見直しを含め、これまで木造によることの少なかった建築物等の木造・木質化の推進に向けて更なる施策を検討する。
- ・あわせて、木質バイオマスの利用促進や、セルロースナノファイバー（鋼鉄と同等の強さを持つ一方で、重量は5分の1という特徴をもつ超微細植物結晶繊維）の国際標準化・製品化に向けた研究開発、木材の約3割を占める成分であるリグニンを用いた高付加価値製品の研究開発を進める。

② 原木の安定供給体制の構築

- ・国産原木の弱みである小規模・分散的な供給を改善し、大ロットで安定的・効率的な供給が可能となるよう、引き続き、森林境界・所有者の明確化、地理空間情報（G 空間情報）と ICT の活用による森林情報の把握、路網の整備、高性能林業機械の開発・導入等や計画的な森林整備（「花粉症ゼロ社会」を目指した花粉の少ない森林への転換を含む。）を推進する。その際、森林法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 44 号）により、市町村による林地台帳の整備や、共有者の一部が所在不明であっても共有林の伐採を可能とする等の措置が講じられたところであり、これらの措置の周知・活用により、森林施業の集約化を加速する。あわせて、大規模製材・合板工場等が、大ロットの原木を適時適切に調達できるよう、供給サイド（川上）と流通・加工サイド（川中・川下）を直結する情報共有の取組を推進する。
- ・製材・合板工場や木質バイオマス利用施設を中心に、川上から川下までの事業者がバリューチェーンでつながり収益性の高い経営を実現する「林業成長産業化地域」を全国に十数か所、モデル的に選定し、重点的に育成する。

v) 水産業の成長産業化

漁業・養殖業を持続可能な収益性の高い操業体制へ転換するとともに、水産物の加工・流通、消費の拡大を促進し、水産日本の復活を図るため、以下の施策に取り組む。

- ・漁業地域自らが、食品企業や流通業者、商工会等とも連携してマーケットインの発想を取り込むこと等により、漁業収入の向上・コスト削減を実現し、漁業・漁村の構造改革を目指す「浜の活力再生プラン」の策定を更に加速し、本年度末までに全国で水揚げ量の約 7 割をカバーする 600 件を実現する（昨年度末で 551 件）。また、複数の漁村地域が連携し、広域での市場統合や機能再編、中核的担い手の育成等に取り組む「広域浜プラン」の策定目標をこれまでの約 3 倍に積み増し、来年度末までに 170 地域・業種で策定することを目指す。
- ・拠点漁港における品質・衛生管理の高度化、水産加工施設の HACCP 対応の推進等により、水産物輸出のより一層の拡大を目指す。
- ・IT の活用等により産地と消費者をつなげ、マーケットインによる高付

加価値型の漁業の取組等を進めるため、消費者のニーズを踏まえた流通の取組を促進する。

- 資源管理の高度化を一層進め、漁業経営の安定・強化を図る。このため、漁業者等による自主的な資源管理の取組である資源管理計画のうち、昨年度中に5年目を終えた約1,400の計画について、評価・検証を踏まえた見直し・改善を本年度内に完了させる。さらに、漁獲量の個別割当方式（IQ方式）に関して、多種多様な我が国漁業の操業実態に合った段階的な導入を検討するため、マサバを対象として実施しているIQ実証試験について、本年度中に中間的評価を行い来年度の実証試験に向けた改善策を取りまとめる。また、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）に基づく漁獲可能量制度について、マダラなど適用魚種の拡大に向けた漁業者等との調整を本年度から開始する。
- 養殖業について、飼料や種苗の天然資源への依存度を引き下げ、コスト削減や周年・安定的な出荷による有利販売を実現する。このため、配合飼料のコスト対策や養殖用生餌の安定供給対策で下支えしつつ、昆虫等の利用を含め魚粉の割合の少ない配合飼料の開発・普及を進めるとともに、優良形質を有する系統の育種等により人工種苗の活用を推進する。また、輸出促進にもつながる生産履歴の記録を推進する。

4. 観光立国の実現

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》「訪日外国人旅行者数を 2020 年に 4,000 万人、2030 年に 6,000 万人とすることを目指す。」

⇒2015 年：1,974 万人（2012 年：836 万人）

《KPI》「訪日外国人旅行消費額を 2020 年に 8 兆円、2030 年に 15 兆円とすることを目指す。」

⇒2015 年：3 兆 4,771 億円（2012 年：1 兆 846 億円）

(2) 新たに講ずべき具体的施策

昨年の訪日外国人旅行者数は 1,974 万人、その旅行消費額は 3 兆 4,771 億円に達し、それぞれこの 3 年で 2 倍以上、3 倍以上と大きく増加した。

観光は、「地方創生」への切り札、GDP600 兆円達成に向けた成長戦略の柱であることから、観光が持つ広範な経済波及効果を念頭に、「インバウンド」と「国内観光」の両輪による観光振興を図るとともに、特定の地域に集中している国内外の旅行者を全国各地に分散・拡大させていく。

このため、以下のとおり、従来の目標を大幅に引き上げるとともに、新たな目標を追加し、これらの目標の達成に向かって、観光立国の実現に向けた取組を総合的・戦略的に進め、観光を我が国の基幹産業へと成長させる。

- ・ 訪日外国人旅行者数：2020 年 4,000 万人、2030 年 6,000 万人
- ・ 訪日外国人旅行消費額：2020 年 8 兆円、2030 年 15 兆円
- ・ 地方部での外国人延べ宿泊者数：2020 年 7,000 万人泊、2030 年 1 億 3,000 万人泊
- ・ 外国人リピーター数：2020 年 2,400 万人、2030 年 3,600 万人
- ・ 日本人国内旅行消費額：2020 年 21 兆円、2030 年 22 兆円

そのため、我が国の豊富で多様な観光資源を、誇りを持って磨き上げ、その価値を日本人にも外国人にも分かりやすく伝えるべく、迎賓館等魅力ある公的施設の大胆な開放、自然や農産物・食・伝統文化・景観など、地域の観光資源をいかした地方誘客の促進、広域観光周遊ルートの世界水準への改善など訪日外国人旅行者のニーズに対応した観光周遊ルートの形成促進を行うとともに、消費税免税店の拡大等を通じ、外国人旅行者の更なる観光消費の拡大を図る。

また、観光の力で、地域に雇用を生み出し、人を育て、国際競争力のある生産性の高い観光産業へと変革すべく、全国各地で「日本版 DMO

(Destination Management/Marketing Organization)」の形成・育成を促進するとともに、観光経営人材の育成・強化や宿泊業、通訳案内士等に関する古い規制の見直しによる観光産業の生産性向上等を図る。加えて、遊休資産等を有効に活用・共有する「シェアリングエコノミー」の推進にも資するよう、民泊サービスのルール整備等を行う。

さらに、CIQ や宿泊施設、通信・交通・決済等といった受入環境整備に関し、訪日外国人旅行者の受入体制の充実を目的とし、昨年3月に設置された地方ブロック別連絡会等の活用を通じ、各地域の課題について課題別に実施主体と期限を明確にした上で、早急に対応していく。また、新幹線、高速道路などの高速交通網を活用した「地方創生回廊」の完備による快適な旅行の実現を図る。加えて、年次有給休暇の取得促進や休暇取得の分散化等、観光需要の平準化を図る取組を推進する。

これらの施策を含め、「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）及び「観光ビジョン実現プログラム2016（観光ビジョンの実現に向けたアクション・プログラム2016）」（平成28年5月13日観光立国推進閣僚会議決定）に基づき、観光立国の実現に向けた取組を進める。取組の中で、KPIの達成に向け、特に講ずべき具体的施策としては以下のとおり。

i) 観光資源の魅力を極め、地方創生の礎に

① 魅力ある公的施設・インフラの大胆な公開・開放

- ・赤坂迎賓館について、歴史と伝統にあふれる施設の魅力を内外に発信するため、本年4月から、接遇等に支障のない限り通年で一般公開を実施する。また、本年度第1四半期を目途として、我が国最高の「おもてなし」空間を接遇等に支障のない限り特別に開放し、体験的に利用させ、その魅力を内外に発信する「特別開館」の試行を開始する。
- ・京都迎賓館について、本年4月28日から5月9日の試験公開の結果を踏まえ、7月下旬を目途に、接遇等に支障のない限り通年で一般公開を実施する。また、赤坂迎賓館の特別開館の結果を踏まえつつ、その実施を検討する。
- ・その他の公的施設についても、観光資源として価値のあるものについて、積極的に公開する。

② 国立公園の「ナショナルパーク」としてのブランド化

- ・日本の国立公園を世界水準の「ナショナルパーク」としてブランド化することを目指し、「国立公園満喫プロジェクト」として、民間の知恵や資金の導入により、外国人向け満喫メニューの整備・支援、国立公園における上質感の創出、海外への情報発信強化といった取組を計画的、集中的に実施するため、本年内に、まずは5箇所国立公園において、「国立公園ステップアッププログラム 2020（仮称）」を策定し、国立公園に外国人を呼び込むための取組を開始する。
- ・エコツーリズムを普及・推進するための広報強化を行うとともに、多様なガイド技術を有する優れた人材の養成、優れた自然景観やジオパーク、温泉などの自然資源を活用した魅力あるプログラム開発、外国人向けツアーガイドの育成などのインバウンド対応など、地域における自然観光資源の魅力向上や多様な利用を図るためのエコツーリズム推進等の取組に対し支援を行う。

③ 文化財の観光資源としての活用推進

- ・従来の「保存を優先とする支援」から「地域の文化財を一体的に活用する取組への支援」に転換を図るため、「文化財活用・理解促進戦略プログラム 2020」に基づき、文化財単体ではなく地域の文化財を一体とした面的整備や分かりやすい多言語解説などの取組について、2020年までに1,000事業程度実施し、日本遺産をはじめ、文化財を中核とする観光拠点を全国200拠点程度整備する。

④ 景観の優れた観光資源の保全・活用による観光地の魅力向上

- ・2020年を目途に、主要な観光地で景観計画を策定すべく、全国において景観計画の策定を促進し、景観の優れた観光資源の保全・活用による魅力ある観光地づくりを推進する。また、観光地の魅力向上、歴史的町並みの保全、伝統的祭り等の地域文化の復興等を図るため、PPP/PFI手法の活用等により、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号。歴史まちづくり法）の重点区域等無電柱化を推進する。

⑤ 滞在型農山漁村の確立・形成

- ・美しい農山漁村において日本の自然や生活を体感し満喫してもらうため、地域の食と、それを生み出す農林水産業を核として訪日外国人を中心とした観光客の誘致を図る地域での取組を「食と農の景勝地」として認定し、そのブランド化を強力に推進することにより、我が国が誇る農山漁村の食の魅力を世界に向けて強力かつ一体的に発信する。

⑥ 地方の商店街等における観光需要の獲得・伝統的工芸品等の消費拡大

- ・2020年までに、計50か所の商店街・中心市街地・観光地での街並み整備、計1,500箇所での商店街・中心市街地・観光地での外国人受入環境の整備を目指し、全国のインバウンド需要獲得に取り組む商店街・中心市街地・観光地において、免税手続カウンターの設置、Wi-Fi環境整備、キャッシュレス端末整備、外国人コンシェルジュサービスの提供、多言語案内表示、店舗のおもてなし強化等の取組に対して支援を行い、地域の稼ぐ力を引き出すことで地域経済の活性化を図る。また、商店街におけるインバウンド需要獲得のための取組事例を収集・周知し、他の商店街への波及を目指す。
- ・2020年までに、外国人受入可能な伝統的工芸品産地が100か所以上になることを目指し、伝統的工芸品産地に訪日外国人等を呼び込み、製造現場等の見学・体験を通じて、伝統的工芸品の魅力を体感してもらうことで、外国人富裕層等の購買意欲をかき立てるとともに、海外有識者の産地招へい、広報強化を通じ、外国人目線での伝統的工芸品の魅力発信等を行う。

⑦ 広域観光周遊ルートの世界水準への改善

- ・広域観光周遊ルートに対して、専門家チーム（パラシュートチーム）を派遣することにより、修景、体験プログラム開発等を重点的に実施する。
- ・エコツーリズム、酒蔵ツーリズム、ロケーションツーリズム等、各地域の魅力ある観光資源をテーマ別につなぐ観光ルートを、コンテスト方式で本年度早期に選定し、集中支援する。
- ・広域観光周遊ルート内で「都市周遊ミニルート」を選定し、歴史的道すじの再生、トイレ・休憩施設等の設置、地域のまちづくり団体の活

動等をパッケージで重点支援する。

- ・観光地の魅力を高め、今後の更なるインバウンド観光需要に対応するため、地域や公共交通と連携し、ビッグデータを活用しながら既存の道路や駐車場の容量・空間を賢く使い、即効性のある渋滞対策を強化する。
- ・訪日外国人の国内訪問地間の流動量や利用交通機関等の実態が把握可能な訪日外国人流動データを整備することにより、広域観光周遊ルートの形成や戦略的なプロモーション施策の企画立案・見直しに資する基礎データとしての活用を促進する。

⑧ 東北の観光復興

- ・東北6県の外国人宿泊者数を2020年に150万人泊（2015年の3倍）とするため、海外の旅行会社やメディア関係者等の招請、交通フリーパスの改善、広域観光周遊ルート形成の促進、旅館の再生・活性化等の取組を実施するほか、日本初となる全世界を対象としたデスティネーション・キャンペーンの第一弾として、東北プロモーションを実施する。

ii) 観光産業を革新し、国際競争力を高め、我が国の基幹産業に

① 世界水準のDMOの形成・育成

2020年までに世界水準DMOを全国で100組織形成するため、特に以下の取組を実施する。

- ・日本版DMOの候補となり得る法人を登録し、登録法人に対して関係省庁と連携して、支援の重点実施や相談へのワンストップ対応等を実施する。
- ・観光地域のマネジメント・マーケティングを「誰でも、簡単に、効率的に」行うことを可能とするシステム・ツール「DMOクラウド」を開発し、DMO形成を行う者に対して提供する。
- ・サービス産業の生産性向上に向け、市区町村単位で訪日外国人等の宿泊・属性データや地域の観光資源等のビッグデータを集約し、誰でも分析できるようにオープン化した「観光予報プラットフォーム」の普及・拡充を促進する。
- ・海外知見も取り入れ、我が国のニーズに対応した人材育成プログラムを策定し、研修を実施するとともに、育成した人材が特定の地域のみ

ならず全国各地で活躍できる仕組を構築する。

- ・地域の課題となっている人材不足に迅速に対応するため、専門的な知識を有するマーケットと地域をマッチングさせ、実際の派遣までを一体的に支援する。
- ・関係府省庁が連携して、地方創生推進交付金なども活用し、組織の立上げから自律的な運営まで日本版DMOに対する総合的な支援を実施する。
- ・官民ファンド、関係機関、広域DMO等が連携・参画する枠組を案件に応じて設置し、規制改革に関する働きかけを行うとともに、民間による1兆円規模の事業に対する支援を実施する。

② 産業界ニーズを踏まえた観光経営人材の育成・強化

- ・観光産業をリードするトップレベルの経営人材の恒常的な育成拠点を大学院段階（MBAを含む。）に形成するために、業界ニーズを踏まえながら産学官において実践的・専門的な教育プログラムの開発に着手する。
- ・地域観光の中核を担う人材育成の強化を図るため、既存の大学観光学部等のカリキュラムの変革に向けた標準カリキュラムの開発に係る調査検証を行う。
- ・実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化については、2019年度の開学に向け、中央教育審議会では本年央までに結論をまとめ、本年中に所要の制度上の措置を講ずることを目指す。
- ・地域の観光産業を支える、旅行者の多様なニーズに応える人材を育成するため、専修学校等の教育機関と産業界が連携し、教育プログラムの改善・向上を図る。

③ 「観光地再生・活性化ファンド」の継続的な展開

- ・温泉街等のまとまりのあるエリアを一体で丸ごと再生し、観光地としてのポテンシャルを強力に引き出すため、「観光地再生・活性化ファンド（仮称）」の全国での継続的な展開に向け、それぞれの「観光地再生・活性化ファンド」の活動状況を踏まえつつ、官民ファンド、関係機関等と必要な連携を行い、観光まちづくりに関する投資ノウハウ・人材支援に関する機能を地域経済活性化支援機構（REVIC）によるファンド組成終了後も安定的・継続的に提供できる体制の整備を検討する。

④ 宿泊施設不足の早急な解消及び多様なニーズに合わせた宿泊施設の提供

- ・旅館、ホテル等宿泊施設の整備に着目した容積率緩和制度の創設や、古民家を宿泊施設にリノベーションする事業等に対して地域の資金を活用したまちづくりファンドによる金融支援を行うことにより、宿泊施設不足の解消に取り組む。
- ・宿泊施設に対するインバウンド対応促進事業（Wi-Fi 環境整備、多言語化対応、NHK ワールド TV 等のテレビの国際放送設備に係る整備事業に要する経費の 1/2（上限 100 万円）の支援）を行い、訪日外国人旅行者にとって利用しやすくすることにより、宿泊施設不足の解消及び多様なニーズに合わせた宿泊施設の提供を促進するとともに、クラウド等の ICT 化やマルチタスク化等の業務運営体制の見直しによる宿泊業の生産性向上に取り組む。

⑤ ビザの戦略的緩和

- ・ビジット・ジャパン事業の重点 20 개국・地域のうち、訪日に当たってビザが必要な 5 개국（中国・フィリピン・ベトナム・インド・ロシア）を対象に、政府全体で、プロモーションによる認知度向上や受入環境の整備と連携して、ビザ緩和を戦略的に実施する。
 - － 中国向けのビザ発給要件の緩和（数次ビザに係る商用目的・文化人・知識人の対象拡大、有効期間の最長 10 年への延長及び一定範囲の大学の学生等に対するビザ申請手続の簡素化）の決定を踏まえ、今夏までに実施に移す。
 - － ロシア向けの数次ビザ発給要件の緩和（商用目的・文化人・知識人の対象拡大、有効期間の最長 5 年への延長等）を早期に実現する。
 - － インド向けのビザ発給要件の緩和（一定範囲の大学の学生等に対するビザ申請手続の簡素化）を早期に実現する。
 - － 訪日外国人旅行者の増加に対応し、外国人旅行者が我が国へのビザ申請を円滑に行えるよう、在外公館のビザ審査に係る必要な物的・人的体制の整備に取り組む。
 - － 戦略的にビザ緩和を実施した国において、プロモーションを集中的に実施する。

⑥ 観光関係の規制・制度の総合的な見直し

近隣アジア諸国からの訪日旅行者数の増加への受入体制整備、軽井沢スキーバス事故を踏まえた旅行における安全確保、生産性が高く、国際競争力のある基幹産業の育成・強化の観点から、以下の制度見直しを来年中に実施する。

- ・多様な旅行者のニーズに対応するとともに、通訳案内サービスの供給量の拡大を図るため、一定の品質確保を前提に、「業務独占規制」等、通訳ガイド制度を見直す。
- ・利益優先の質の低い又は安全性の低い旅行商品が提供されることを防ぐため、ランドオペレーターについて、登録制等の導入により実態を把握するとともに、問題のある事業者に対して適切に指導・監督できる制度を検討する。
- ・第3種旅行業者や宿泊事業者等、地域に密着した事業者が着地型旅行商品を企画・提供しやすい制度の整備を図る。

⑦ 民泊サービスへの対応

- ・住宅（戸建住宅、共同住宅等）の全部又は一部を活用して宿泊サービスを提供するいわゆる「民泊サービス」については、急増する訪日外国人観光客のニーズや大都市部での宿泊需給の^{ひっばく}逼迫状況への対応及び地域活性化の観点から活用を図ることが求められている一方、感染症まん延防止やテロ防止などの適正な管理、地域住民等とのトラブル防止に留意したルールづくりが求められている。これを踏まえ、「規制改革実施計画」に沿って、一定の要件を満たす民泊サービスを適切な規制の下で推進できるよう「家主居住型」と「家主不在型」の類型別に規制体系を構築するべく、厚生労働省と観光庁で開催している「民泊サービスのあり方に関する検討会」において引き続き検討を進め、本年6月を目途に最終報告書を取りまとめ、同取りまとめを踏まえ、早急に必要な法整備に取り組む。
- ・「国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業」の実施状況等について検証を行い、具体的な課題を把握した上で、制度のより一層の利用が図られるよう検討を行う。

⑧ 訪日プロモーションの戦略的高度化及び多様な魅力の対外発信強化

- ・欧米豪や富裕層をターゲットとして、旅行先としての日本のブランドイメージを確立する。このため、欧米豪の有力なオピニオンリーダー等に特別な日本体験をしてもらい、その映像を海外のキー局で強力に発信するほか、海外の有力雑誌等のメディアや富裕層向け旅行商品を扱う海外の旅行会社を日本各地に年間 100 人招請し、ストーリー性のある日本の伝統・文化を発信するとともに、ターゲットに訴求する日本向けツアーの造成を促進する。
- ・2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の参加国・地域との相互交流を図る地方自治体を「ホストタウン」として登録し海外への情報発信の支援を行う。また、同大会開催時に地域に来訪する選手や観光客等に外国語で道案内等を行うボランティア人材を育成・支援する「オリパラアンバサダー（仮称）」導入の検討を進める。

⑨ MICE 誘致の促進

- ・年内に「MICE 推進関係府省連絡会議（仮称）」を設置し、政府横断的に支援する MICE 案件について支援策の検討等を進めるとともに、以下の取組を実施する。
 - － コンベンションビューローの MICE 誘致に関して国際競争力・体制強化のために、グローバル MICE 強化都市に対して、マーケティングの高度化に向けた支援事業を実施する。
 - － ユニークベニューの利用拡大・普及促進のため、施設管理者と利用者のニーズの齟齬や課題を整理し、施設側とも課題について情報共有を行う。
- ・統合型リゾート（IR）については、観光振興、地域振興、産業振興等に資することが期待されるが、その前提となる犯罪防止・治安維持、青少年の健全育成、依存症防止等の観点から問題を生じさせないための制度上の措置の検討も必要なことから、IR 推進法案[※]の状況や IR に関する国民的な議論を踏まえ、関係省庁において検討を進める。

※IR 推進法案：特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案

iii) すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に

① 最先端技術を活用した革新的な出入国審査等の実現

- ・世界初の出入国審査パッケージの導入や世界最高水準の技術を活用し、本年度において空港での入国審査待ち時間 20 分以内の目標を目指すこと等を踏まえ、革新的な出入国審査を実現するため、バイオカート

導入による個人識別情報の事前取得、プレクリアランス（事前確認）の早期実現、信頼できる渡航者（トラスティド・トラベラー）を対象とする自動化ゲート制度の導入、世界最高水準の顔認証技術の導入、外国人の出国手続における自動化ゲートの利用拡大等に向けた取組を進める。

- ・出発時の航空保安検査に係る旅客の負担を抑え、検査の円滑化を図りつつ厳格化を実現するため、欧米等で導入が進んでいる先進的な保安検査機器（ボディスキャナー）を導入する。

② 新幹線、高速道路などの高速交通網の活用による「地方創生回廊」の完備

- ・これまで出発前に海外の限られた旅行代理店でしか購入できなかった「ジャパン・レールパス」の日本到着後の購入を可能にするため、本年度に実証実験を開始する。また、ゲートウェイから地方、地方と地方を結ぶ低廉かつ持続可能な航空網を構築する。
- ・観光地へのアクセスの利便性を向上させるため、地域ごとに観光地周辺での交通や既存の共通乗車船券等の現状と、観光客の行動の整合性とを総点検した上で、観光客のニーズに合った観光地周辺での交通の充実及び共通乗車船券等の造成・改善を図るとともに、外国語による効果的な情報発信や、プロモーションを行う。
- ・高速バスネットワークの強化を図るため、サービスエリア・パーキングエリアの乗継拠点整備、高速バスストップにおけるパークアンドライドを推進するとともに、立体道路制度の拡充により鉄道等との乗継強化の取組を官民連携で推進し、交通モード間の接続（モーダルコネクト）の強化を図る。また、地域バスの利用環境の向上に向けた、タウン・モビリティマネジメント、バス待ち環境の改善、道の駅のデマンドバスやカーシェアの乗継拠点化、BRT 等による輸送効率化・省人化などの取組を官民連携で推進する。
- ・過疎地等における訪日外国人をはじめとする観光客等の移動がより便利で快適なものとなるよう、「国家戦略特別区域法」の枠組を活用して、自家用自動車の活用拡大を図る。
- ・高速道路会社が、国、地方自治体、レンタカー事業者等と連携して、地方の高速道路において、定額で何回でも利用できる外国人旅行者向け周遊ドライブパスなどの企画割引を展開する。

③ 地方空港等のゲートウェイ機能強化

- ・地方空港のゲートウェイ機能を強化し、広域的な観光振興を図るため、北海道において、複数空港の一体運営（公共施設等運営権方式等）を推進する。
- ・地方空港への国際線就航を促進し、「地方イン・地方アウト」の流れをつくるため、地域が実施する国際線誘致等の取組と協調して、地方空港の国際線の着陸料を軽減する。
- ・首都圏空港の機能強化に向けて、羽田空港の飛行経路の見直し等について、本年夏までに環境影響等に配慮した方策を策定するなど、2020年までの空港処理能力約8万回の拡大について最優先に取り組む。また、2020年以降については、成田空港の抜本的な容量拡大などの機能強化方策の具体化に向けて、引き続き、関係自治体等と検討を進める。
- ・首都圏空港におけるビジネスジェットの受入環境の改善のため、羽田空港における駐機可能スポットの増設を行うとともに、成田空港における受入環境改善の検討を進める。さらに、羽田・成田両空港の連携による更なる受入を図る。
- ・北海道への一層の観光客誘致を図るため、北海道の玄関である新千歳空港について、本年10月下旬からの冬ダイヤより、国際線航空便の発着枠を大幅に拡大するほか、来年3月下旬からの夏ダイヤより、1時間当たりの発着枠を拡大する。
- ・関西空港について、第1ターミナルの入国審査場の拡張等や新たなLCC専用ターミナルの整備を実施する。また、中部空港について、LCCの拠点化を推進するため、LCC専用ターミナルの整備に着手する。

④ 訪日クルーズ旅客 2020年500万人に向けたクルーズ船受入れの更なる拡充

- ・寄港地を探しているクルーズ船社と、クルーズ船を受け入れたい港湾管理者（地方公共団体）との間の、需要と供給の「マッチング」サービスを国（国土交通省港湾局）において開始し、利用可能な岸壁をクルーズ船社に紹介するなどの取組を行い、クルーズ船寄港の「お断りゼロ」を実現し、我が国へのクルーズ船の寄港を促進する。
- ・クルーズ船の寄港増加や大型化に対応するため、既存施設を活用しつつ、岸壁の係船柱や防舷材の整備やドルフィン・栈橋等の整備を推進

するとともに、民間による創意・工夫が盛りこまれた旅客ターミナルビルの整備を無利子貸付制度で支援し、CIQ エリアや商業機能等を備えた国際クルーズ拠点形成する。

⑤ 公共交通利用環境の革新

- ・急増する訪日外国人旅行者を受け入れる体制を充実させるべく、国土交通省の地方の出先機関を中心に昨年3月に設置した地方ブロック別連絡会について、更なる勢いで増加する訪日外国人旅行者により一層の対応を図るべく、本年末を目途に各地方ブロックにおいて取りまとめを行うとともに、「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」を活用し、課題解決を強力に図る。
- ・2020年までに手ぶら観光カウンターを全主要交通結節点に設置し、手ぶら観光の基幹ネットワークの形成を図るため、本年度末までに現行のカウンター数（80程度）を倍増させる。

⑥ キャッシュレス環境の飛躍的改善

- ・3メガバンクの海外発行カード対応ATMの整備について、従来、2020年までに、全ATM設置拠点の約半数で整備（計約3,000台）する方針であるが、これの大幅な前倒しを要請（2018年中にその大半を設置）する。また、ATM設置に有用なデータを提供し、ニーズが高い場所での優先的な設置を行う等の戦略的な取組を促すとともに、取組状況をフォローアップする。
- ・2020年までに、外国人が訪れる主要な商業施設、宿泊施設及び観光スポットにおいて「100%のクレジットカード決済対応」及び「100%の決済端末のIC対応」を実現するため、クレジットカード決済・IC対応端末の普及を促進する。

⑦ 通信環境の飛躍的向上と誰もが一人歩きできる環境の実現

- ・外国人旅行者等が観光・災害時にも利用しやすいWi-Fi環境を実現するため、2020年までに主要な観光・防災拠点における重点整備箇所（避難所・避難場所に指定された学校等を含む（推計29,000箇所^{*1}））について、国が本年中に作成する整備計画^{*2}に基づき、無料Wi-Fi環境の整備を推進する。また、「無料公衆無線LAN整備促進協議会」を活用し、2018年までに既設のWi-Fiアクセスポイントの有効活用を推進すること等により、20万か所以上で、事業者の垣根を越えてシームレ

スに Wi-Fi 接続できる認証連携の仕組みを構築する。さらに、新幹線トンネルにおける携帯電話の通じない区間の解消を加速する。

※1 箇所数は今後更に精査

※2 今後、毎年度改定を予定

- ・2020年までに社会実装化を図るとの目標に向け、世界の「言葉の壁」をなくしグローバルで自由な交流を実現する「グローバルコミュニケーション計画」を着実に進める。そのため、多言語音声翻訳技術の精度を向上させるとともに、旅行会話に加え、減災・防災分野や生活分野への技術の拡大を図る。また、多言語音声翻訳システムの認知度向上と更なる普及拡大に向けて、地方の商業施設や観光地等での実証実験を行う。
- ・外国人サイクリストにも通行ルールを分かりやすく伝えるため、ピクトグラムや路面表示の仕様を標準化し、安全で快適な自転車利用環境を創出する。

⑧ 急患等にも十分対応できる外国人患者受入体制の充実

- ・外国人が安心・安全に日本の医療サービスを受けられる体制を充実するため、医療通訳・医療コーディネーターの配置支援、院内資料の多言語化等の支援、外国人患者受入れ医療機関認証制度（JMIP）の認証病院の拡大を通じて、2020年までに、訪日外国人が特に多い地域を中心に、受付対応等も含めた「外国人患者受入れ体制が整備された医療機関」を、現在の約5倍に当たる100か所で整備することを目標に、まずは本年度までに40か所程度へ拡大する。

⑨ 休暇改革

2020年までに年次有給休暇の取得率を70%に向上させることや休暇取得の分散化を通じて、休暇の利用による観光の促進を図るため、特に以下の取組を実施する。

- ・労働者が年間で少なくとも5日間の年次有給休暇を取得できるよう使用者に義務付けること等を内容とする、労働基準法改正案の早期成立を図る。
- ・連続休暇を取得しやすい時季における年次有給休暇取得の集中的な広報や、地域のイベント等に合わせた計画的な年次有給休暇取得の働きかけ等を行う。

- ・地域において家族で学ぶ機会の充実を図る観点から、更に各地で学校休業日の柔軟な設定等のための様々な取組が進むように教育委員会や学校等に対して一層の周知を図る。
- ・教育機関の柔軟な休業日の設定に合わせ、年次有給休暇取得を年間3日増やすよう産業界に働きかけることで、平日の家族旅行を推進する。
- ・国家公務員についても、学校休業日に合わせた年次休暇取得を促進する。

⑩ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けたユニバーサルデザインの推進

- ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とし、各地の観光地や交通機関において、より高い水準のユニバーサルデザイン化及び心のバリアフリーを推進するため、「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」の考え方に沿った街づくりや心のバリアフリーを全国に展開することにより、国内外の障害者による我が国での旅行に対する潜在需要を取り込むとともに、高齢者や子育て世代も快適に旅行できる環境を整備することで消費活動を活性化するため、障害者団体等のヒアリングを重ね、障害者の意見を反映し、本年8月を目途に中間取りまとめを行い、年内を目途に「ユニバーサルデザイン 2020」として最終取りまとめを行う。
- ・また、交通バリアフリー基準等の改正や車いす利用環境改善の検討、ナンバープレート寄付金も活用したバス・タクシーのバリアフリー化支援、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連駅のエレベーター増設やホームドア整備の支援、成田・羽田空港や主要旅客船ターミナルのバリアフリー化、競技会場や観光地の周辺道路等の連続的・面的なバリアフリー化と道路案内標識の改善を行う。

5. スポーツ・文化の成長産業化

5-1. スポーツ産業の未来開拓

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》「スポーツ市場規模（昨年：5.5兆円）を2020年までに10兆円、2025年までに15兆円に拡大することを目指す。」

※今回、新たに設定する KPI

《KPI》「成人の週1回以上のスポーツ実施率を、現状の40.4%から2021年までに65%に向上することを目指す。」

※今回、新たに設定する KPI

(2) 新たに講ずべき具体的施策

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機とし、国民・民間企業におけるスポーツ関連消費・投資マインドの向上、海外から日本への関心の高まりなどが予想される中、この機会を最大限に活用し、2020年以降も展望したスポーツ産業の活性化を図り、スポーツ産業を我が国基幹産業へ成長させる。

i) スタジアム・アリーナ改革（コストセンターからプロフィットセンターへ）

① スタジアム・アリーナに関するガイドラインの策定

スポーツ観戦の場となる競技場や体育館等について、観客にとって何度も来たくなるような魅力的で収益性を有する施設（スタジアム・アリーナ）への転換を図るため、施設の立地・アクセス、規模、付帯施設、サービス等、整備や運用に関するガイドラインを、本年度中に取りまとめる。また、ガイドラインの作成と具体的な施設の整備・運営に官民共同で取り組むべく、官民連携協議会（仮称）を早期に立ち上げる。

② 「スマート・ベニュー」の考え方を取り入れた多機能型施設の先進事例の形成支援

単機能型のスポーツ施設ではなく、公共施設や商業施設などとの複合的な機能を組み合わせるなど、周辺のエリアマネジメントを含めた、サステイナブルな交流施設としてのスポーツ施設（いわゆる「スマート・ベニュー」）について、国内外の先進事例も参考に、こうした考え方に基

づく施設の設置に取り組む地方公共団体に対する専門家派遣などの国の支援措置を速やかに検討し、その具体化を図る。その際、PPP/PFIの活用について、優良事例の横展開を図るとともに、公共施設等運営権方式を含め、多機能型施設の先進事例の形成に向けノウハウの提供等の支援を実施する。

ii) スポーツコンテンツホルダーの経営力強化、新ビジネス創出の促進

① 大学スポーツ振興に向けた国内体制の構築

日本の大学等が持つスポーツ資源の潜在力（人材輩出、経済活性化、地域貢献等）をいかすとともに、適切な組織運営管理や健全な大学スポーツビジネスの確立等を目指す大学横断かつ競技横断的統括組織（日本版NCAA（National Collegiate Athletic Association））の在り方について、文部科学省・スポーツ庁を中心に議論を進め、本年度中に設置に向けた方向性について結論を得る。

② スポーツ経営人材の育成・活用プラットフォームの構築

スポーツ関連団体の組織運営、収益性、ガバナンス等の経営力向上に向け、即戦力となる経営人材を確保するため、プロリーグ、各スポーツ関連団体、民間企業、教育機関等と連携し、スポーツ界内外の多様な人材を対象とした、専門的・実践的な育成及びマッチング機能を有する「スポーツ経営人材プラットフォーム（仮称）」の構築に向けて検討し、本年度中を目処に結論を得る。

iii) スポーツ分野の産業競争力強化

① 新たなスポーツメディアビジネスの創出

我が国プロ、アマチュア、学生スポーツなど様々なスポーツコンテンツが有する価値を最大限に活用し新たなスポーツメディア・コンテンツ市場の創出に向けて、配信技術の有効活用や海外市場進出の促進、新たな権利ビジネスの在り方等について、諸外国の先進事例を踏まえつつ、本年度より産官学による検討（スポーツメディア検討会（仮称））を行う。

② 他産業との融合等による新たなビジネスの創出

スポーツと健康、食、観光、ファッション、文化芸術等との融合に留まらず、スポーツを「みる」、「する」楽しみをサポートし、拡大するため、スポーツとテクノロジーの融合、デジタル技術（IT）を活用したウ

エアラブルな機器の導入、新たなスポーツ用品の開発・活用、スポーツ関連データの流通促進等によってスポーツが持つ新たな価値を創造につなげる。このため、スポーツ新市場の創造・拡大等に向け、関係省庁と連携し他産業との融合化に向けたビジネスマッチング等の支援措置について検討し、本年度中を目処に結論を得る。

③ スポーツ市場の拡大を支えるスポーツ人口の増加（年代や男女等の区別のないスポーツ実施率の向上）

参加しやすい新しいスポーツの開発・普及等や職域における身近な運動を推奨、ライフステージに応じた運動・スポーツプログラム等の充実、障害者スポーツの環境整備等の方策について検討し、本年度中にその方向性について結論を取りまとめる。

5-2. 文化芸術資源を活用した経済活性化

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》2025年までに、文化GDPを18兆円（GDP比3%程度）に拡大することを目指す。

※今回、新たに設定するKPI

《KPI》2020年までに、鑑賞活動をする者の割合が約80%まで上昇、鑑賞以外の文化芸術活動をする者の割合が約40%まで増加することを目指す。

※今回、新たに設定するKPI

(2) 新たに講ずべき具体的施策

我が国には、長い歴史に裏打ちされた、伝統文化・芸能から、マンガ、アニメ、ゲームまで、多種多様で、しかも世界に類を見ない文化芸術資源が豊富に存在している。こうした資源を最大限に活用することに加え、文化行政に期待される新たな政策ニーズへの対応に必要な機能強化を図り、これまでの文化政策の枠組みや政策手法にとらわれない、分野を越えた取組や産学官連携等により一層取り組む。また、芸術家等の海外派遣や受入れ等による国際文化交流を通じた文化外交をはじめ国内外への効果的発信による日本ブランドの向上を図ること等により、文化芸術資源をもとにした経済波及効果を拡大する。

i) 文化芸術産業及び経済波及効果の拡大

文化財や伝統芸能、芸術文化のみならず、食、教育、文書・音声・映像・ゲームソフトなどのコンテンツ、デザインなども含めて幅広く文化として捉え、その経済波及効果の拡大を図る。このため、文化庁を中心に、国内外の成功事例の分析等を進め、本年度中に政策ロードマップを策定し、施策の具体化を図る。

ii) 文化財・文化資源のコストセンターからプロフィットセンターへの転換

「文化財活用・理解促進戦略プログラム2020」を策定し、以下の取組により、「文化財で稼ぐ」仕組みへの転換を図る。

- ・文化財解説の多言語化等を通じた、我が国の文化・歴史を体現する文化財の価値・魅力の分かりやすく効果的な発信

- ・文化財の適切なサイクルによる修理、建造物等の美装化等により、観光客を魅了する環境充実
- ・日本遺産をはじめ、文化財を中核とする多様な「稼ぎ方」を可能とする観光拠点を2020年までに全国200拠点程度整備
- ・文化財の収益力向上につながる地方自治体等が行うマーケティングやマネジメントの推進
- ・学芸員や文化財保護担当者等に対する文化財を活用した観光振興に関する講座の新設等による博物館の機能強化、質の高い Heritage Manager 等の養成と配置 等

また、文化施設について、収益力向上を図る観点から、施設の多機能化や公共施設等運営権方式を含め、先進事例の調査・分析を行うとともに、案件形成に向けた PPP/PFI の活用等を推進する。

iii) 地域活性化やブランド力向上に資する芸術文化の魅力創造と発信

- ・産学官（館）連携により、持続的な地域経済の発展が可能となる拠点形成や、活動を支えるプロデューサー人材等の創出・育成に取り組む。文化資源を活用し、利益を創出する新たな社会モデルの形成を推進する。
- ・文化芸術資源を掘り起こし、地域活性化へつなげる「文化プログラム」の全国展開（2020年までに20万イベント）の推進や、文化プログラムに関する文化芸術情報の国内外への発信等に取り組む。その際、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会後を見据え、「beyond 2020 プログラム」を推進し、全国でレガシー創出に資する我が国の文化向上に取り組む。
- ・障害者や高齢者、親子等、広く国民の文化芸術活動への参加を促進し、地域における潜在的顧客・担い手開拓及びビジネス創出につながる先行優良事例の調査・分析及び横展開を進め、全国規模でのワークショップ等の実施に向けた取組の加速化を図る。

iv) 文化に密接に関連する分野への投資による波及効果の発現

- ① コンテンツを軸とした、新たな技術・手法を用いた文化発信・市場拡大戦略

- ・IoT 技術の開発・普及により、コンテンツ提供シーンが拡大し、新市場の創出が見込まれる。コンテンツ技術マップに基づき、技術開発を促進し、クールジャパン戦略の推進にも資するコンテンツ産業の更なる活性化と新たな産業の創出を促進する。特に、バーチャルリアリティ（VR）など成長が見込まれる分野における協調領域での研究開発や制度整備等を実施する。
- ・コンテンツ産業と観光業・製造業等の異分野連携を通じた効果的な地域の魅力発信・広域展開や有望な地域クリエイターの育成を支援するとともに、コンテンツの新たな海外市場開拓のため、権利情報の集約化や字幕・吹き替え等の現地化等の支援、国際連携強化により、コンテンツの利用促進に取り組む。
- ・世界に誇るマンガ・アニメ・ゲーム等のメディア芸術分野における実践的活動（OJT）を通じたクリエイターやプロデューサー等の人材育成、メディア芸術分野のアーカイブ化、海外発信を推進する。

② デザインを用いた戦略的な文化の潜在力発揮

製品・サービスの差別化戦略においてデザインの重要性が増しており、文化の潜在力発揮の観点から、以下の取組を実施する。

- ・多様化するニーズを、顧客目線のデザインにより取り込むなど、企業経営におけるデザインの活用方法について普及・啓発を図るべく、先進的な取組を行う企業の情報発信強化や産学官連携の促進などを含むアクションプランを本年度中に策定する。
- ・日本各地の地域に根ざした文化価値を再認識し、経済価値へと変換するため、企業・団体等へのデザイナー等の派遣・連携支援やデザイナーによるスタートアップ支援等を実施する。
- ・高等教育機関（総合大学、芸術大学等）への、デザイン・技術・経営三位一体のカリキュラム導入等の人材育成支援・環境整備に関する施策の具体化を図る。

6. サービス産業の活性化・生産性向上

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》「サービス産業の労働生産性の伸び率が、2020年までに2.0%
(2013年：0.8%) となることを目指す」

⇒2014年：1.0%

(2) 新たに講ずべき具体的施策

サービス産業の活性化・生産性の向上については、「サービス産業チャレンジプログラム」（平成27年4月15日日本経済再生本部決定）に基づき、2020年までにサービス産業の労働生産性の伸びを2.0%とすることを目指し、業種横断・業種別施策のそれぞれを実施してきたところである。今後は、「サービス産業チャレンジプログラム」の取組を更に進化させるべく、サービス産業の活性化・生産性向上の牽引役となる成長企業の創出、法律の枠組みに基づく業種別の生産性向上に向けた取組の更なる展開、中小企業団体等の活用を通じた地域単位での取組の推進に取り組んでいく。また、サービス業の生産性向上協議会における生産性向上に向けた活動を進める。

i) 生産性伸び率10%を達成する成長企業1万社の創出

昨年7月より募集を行った「日本サービス大賞」を通じて収集された優良事例の全国的な普及や「ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金」をはじめとするあらゆる施策を総動員し、IT利活用等による革新的なサービス開発等を支援し、サービス産業の活性化・生産性の向上を牽引する先導的な事業者として、2020年までに生産性の伸び率が10%程度の成長企業を全国で1万社創出する。また、個々の事業者が自身のサービスの質を「見える化」することを通じて生産性の向上等につなげるための新たな認証制度である「おもてなし規格」の民間規格としての運用を本年夏中を目途に開始する。具体的には、サービス産業の生産性向上に知見を有する機関や、中小企業団体、関連事業者団体等と協力しながら地方自治体とも連携しつつ、認証機関としての審査実務の確立等に向けた実証事業等を本年度中に行い、その成果の周知等を行うことで「おもてなし規格」の普及を幅広く促進し、2020年までに30万社による認証の取得を目指す。また、「おもてなし規格」のISO化に向けて、本年度中に検討に着手するとともに、「サービス海外展開グランドデザイン

ン（仮称）」を策定し、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）等を活用し、サービス産業の海外展開を支援する。

ii) 事業分野別の生産性向上

サービス産業の分野ごとの生産性改善のためのモデル創出・標準化を進めるとともに、官民で設立した、「サービス業の生産性向上協議会」での活動を通じて、製造業等異業種のノウハウを活用した生産性の向上等を促進する。また、こうした取組の成果も活用しながら、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律（中小企業等経営強化法）（平成 28 年 5 月 24 日成立）に基づき、「サービス産業チャレンジプログラム」対象の 7 分野（運輸、医療、介護、保育、飲食、宿泊、卸・小売）を含む各事業分野の指針を事業者団体とも連携しながら可能な限り速やかに策定し、その内容等を中小企業団体等を通じて幅広く周知徹底しつつ、企業の経営診断ツールである「ローカルベンチマーク」も活用しながら、当該指針に位置付けられた、サービス業の特性に応じた IT の導入や経営指導等を支援することで、制度の積極的な活用を促進する。

iii) 中小企業支援機関等の活用を通じた地域単位での生産性向上

「地域サービス産業の競争力強化・生産性向上」を目的として、その具体策の検討・実行・普及を定期的に継続して行う地域協議会等の場を設置して推進する取組を、地方創生推進交付金等を活用しつつ推進する。こうした協議会等の場での意見交換等も通じて、中小企業等経営強化法に基づく事業分野別指針や各種優良事例に加え、地域企業の生産性向上に向けた経営支援等の参考となる経営指標・評価手法として本年 3 月に策定した「ローカルベンチマーク」も活用しながら、金融機関や中小企業支援機関が事業者との対話を深めることを促す。この取組を契機として、地域金融機関等による事業性評価に基づく融資やコンサルティング機能の発揮を一層推進すること等を通じて、担保や個人保証に頼らず生産性向上に努める事業者に対して成長資金が供給されることを促進する。さらに、IT コーディネータ協会や IT 関連団体等と協力して策定した、各地域の IT コンサル人材等の IT 専門家人材リストやサービス現場のカイゼンや新サービスの開発等に係るサービス専門支援人材リストを、地域の中小企業・小規模事業者の相談窓口である「よろず支援拠点」

等の中小企業支援機関に共有しつつ、併せて中小企業支援策も活用することで、地域における相談対応体制を強化する。

7. 中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》産官学金の連携によるコンソーシアムを形成し、地域技術を活用した先導的技術開発プロジェクトを、毎年 200 程度を目安に、5年間で約 1,000 支援

※今回、新たに設定する KPI

《KPI》開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率・廃業率が米国・英国レベル（10%台）になることを目指す（現状：開業率・廃業率ともに 4.5%（2004～2009 年の平均値））

⇒2014 年度：開業率 4.9%、廃業率 3.7%（2013 年度：開業率 4.8%、廃業率 4.0%）

⇒起業活動指数 2015 年度：4.8%（2014 年度：3.8%）

※開業率・廃業率については、政府の施策だけでなく、社会の起業に対する意識の改革も必要とし、長期的な目標となるため、今後 10 年間を見据えた補助指標として、「起業活動指数（「起業家精神に関する調査」において、「起業者・起業予定者である」との回答を得た割合）を今後 10 年間で倍増させる。」を設定。

《KPI》2020 年までに黒字中小企業・小規模事業者を 70 万社から 140 万社に増やす

⇒2014 年度：859,753 社（2013 年度：805,979 社）

(2) 新たに講ずべき具体的施策

これまで、地域経済を牽引する中核企業けんいんの創出や、地域資源の活用・地域のイノベーション力向上等による中小企業・小規模事業者の「稼ぐ力」の確立、生産性向上投資を行う中小企業・小規模事業者を後押しするため、設備投資減税等を実施してきた。さらに、生産性を高める設備投資を促進するため、固定資産税の減税措置を導入した。また、中小企業・小規模事業者のワンストップ相談窓口であるよろず支援拠点の強化や好循環の拡大に向けた中小企業・小規模事業者の取引力の強化等にも取り組んできた。

今後は、地域の中核企業となる中堅・中小企業については、地域経済の牽引けんいん力を更に強化する観点から世界市場への挑戦の後押しを強化し

ていく。また、地域のイノベーション力の強化に取り組みつつ、中堅企業・中小企業・小規模事業者については、経済の好循環を全国に拡大していく観点から、IT利活用をはじめとする生産性の向上を徹底的に支援するとともに、経営基盤の強化、取引条件の改善に引き続き取り組む。

優良事例を全国に展開するには、地域の支援機関の協力が不可欠である。よろず支援拠点を中心に、各地域の支援機関のネットワーク化・質の向上に取り組み、経営支援・経営指導の実効性の向上を図る。また、人口減少に伴う人手不足に対応し、地域の雇い入れ・職業訓練支援を推進する。

今後、地域においては、中小企業・小規模事業者の経営者の高齢化がますます進展すると同時に、人口減少が顕在化し、地域の経済構造の在り方そのものに影響が生じ得るとも考えられる。このため、こうした中期的な視野に立ち、中小企業・小規模事業者の支援の在り方を検討していく。

i) 中堅企業・中小企業・小規模事業者の「稼ぐ力」の確立

① 世界市場を目指した地域中核企業の成長支援

地域に産学官金で構成されるイノベーションコンソーシアムを設置し、大学等の優れた技術力に関する目利き力、地域金融機関の有する企業に関する情報及び地域経済分析システム (RESAS) の活用等を通じて地域の中堅・中小企業群の中から、優れた技術等を有し、地域経済を牽引する地域中核企業へと成長できる企業を発掘する。また、支援人材を活用して、地域中核企業候補とパートナー企業や大学等との連携体制の構築や、地域中核企業の更なる成長を実現する事業化戦略の立案や販路開拓、販路を見据えた研究開発を支援する。これらの取組を含め先導的なプロジェクトを本年度以降、毎年 200 程度を目安に、5年間で約 1,000 支援する。

さらに、グローバル・ネットワーク協議会(仮称)を設置し、国際市場に通用する事業化等に精通した専門家からなるグローバル・コーディネーター(仮称)を組織化し、グローバル市場も視野に入れた事業化戦略の立案や販路開拓等を支援する。

② TPP を契機とした地域中小企業等の海外展開支援

中堅・中小企業が、TPP を契機として市場開拓できるよう、TPP の内

容や活用方策について、丁寧な情報提供や相談体制の整備を行うとともに、本年2月に創設された「新輸出大国コンソーシアム」の下、海外ビジネスに精通した専門家を活用し、必要な支援措置の調整、海外事業戦略策定、現地人材の確保、海外認証取得、販路開拓等の支援を行い、総合的な支援の対象企業の市場開拓・事業拡大成功率 60%以上を目指す。

③ 地域イノベーションの推進

潜在的に高い研究力を有する地域の大学を中心とした 20 程度の拠点において、優秀な外国人研究者の招へいによる国際共同研究の促進や研究支援人材の配置等を行うことにより、世界に通用する研究分野を育成する。

地域の中堅・中小企業に対し、技術シーズを有する橋渡し研究機関との共同研究の実施による新技術の実用化を促進するとともに、橋渡し体制・人材の強化・活用等による全国レベルでの国立研究開発法人と公設試験研究機関との連携を進める。また、地域のコア技術等（競争力の源泉）を核に、地域大学等に事業プロデュースチームを創設することで、日本型イノベーションエコシステムの形成を図る。

さらに、新技術の開発から社会実装までを集中的に実施し、新たな産業集積を通じて地域経済の底上げを図る取組を福島県浜通り地域で推進する。具体的には、イノベーション・コースト構想の下、国内外の人材を呼び込んだロボット・廃炉等の研究・実証拠点を整備し、エネルギー分野（「福島新エネ社会構想」で行う取組を含む。）や農林水産分野等での具体的なプロジェクトを推進する。また、官民合同チームによる地元事業者の支援の強化等を通じ、地域内外の企業を巻き込むことにより、これらの取組を推進する。

中小企業における特許等の権利化・活用については、本年度から、中小企業を対象とする出張面接等の機会の充実、食品の機能性に着目して特許を認める運用の普及、中小企業支援機関との連携推進などを通して、中小企業の知財戦略の強化及び必要な審査体制の強化を図るとともに、独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）において、本年度から知財戦略策定のための知財調査等の支援メニューの多様化を目指して検討を進め、来年度以降段階的に支援メニューを拡大する。

中堅・中小企業等の優れた技術・製品の標準化の加速については、経済産業省と一般財団法人日本規格協会（JSA）が自治体、産業振興機関、金

融機関、大学・公的研究機関等と連携して標準化案件の発掘等を行う「標準化活用支援パートナーシップ制度」のパートナー機関を本年末までに全国 47 都道府県に拡大する。

④ IT 利活用をはじめとする中堅企業・中小企業・小規模事業者の生産性向上支援

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律（中小企業等経営強化法）（平成 28 年 5 月 24 日成立）に基づき、事業分野ごとに経営力向上のための取組等について示した事業分野別指針を、可能な限り早期に策定するとともに、事業分野別経営力向上推進機関と連携して、中小企業・小規模事業者等の経営力向上に係る優良事例を分かりやすく提供していく。また、生産性向上に取り組む認定企業に対して集中的に支援するための仕組みを検討する。さらに、小規模事業者の最も身近な支援機関である商工会・商工会議所の経営指導員による小規模事業者への寄り添った支援を推進するとともに、生産性向上等に取り組む小規模事業者の販路開拓等を支援する。

特に、人手不足の中で中小企業が生産性向上を図るため、IT 化やロボット等を利用した省力化を官民連携して促進する。第 4 次産業革命の到来も視野に、商工会議所、商工会等とも連携しながら、セキュリティ対策にも留意しつつ、IT 活用・導入事例の紹介及び相談会を開催し、中小企業・小規模事業者の経営者の IT に対する意識改革を進める。

さらに、今後 2 年間で 1 万社以上を、IT、カイゼン活動、ロボット導入の専門家が支援する。また、この中で、中堅・中小製造業の生産現場のカイゼンや IoT・ロボット導入を支援する「スマートものづくり応援隊」に相談できる拠点の整備を、本年度から開始する。

加えて、小規模事業者によるネット販売等の販路開拓の取組から、中小企業・小規模事業者による IoT やビッグデータを活用した新商品・新サービスの創出、業種の垣根を超えた企業間連携の円滑化に至るまで、事業者のビジネス実態に合わせた IT 投資や省力化投資を促進していく。

⑤ 下請事業者の取引条件の改善

全国の中小企業・小規模事業者への好循環の拡大を実現するためには、政労使合意の浸透を図り、「良い品質」に見合った「適正な価格」を支払う取引慣行を我が国産業に定着させることが重要である。そのため、信

義則に反する行為には厳正に対処するなど、下請取引の現場の実態を踏まえた実効性のある対策の強化が不可欠である。下請事業者が、取引停止などの影響を恐れて不適正な取引条件であっても言い出すことが難しい実態を踏まえながら、大企業の調達方針や取組方針に関するヒアリング、下請法等の運用の強化、取引上の問題事例やベストプラクティスを掲載した下請ガイドラインの更なる周知徹底、交渉ノウハウを普及するための下請かけこみ寺の機能拡充等によって、大企業の取引の適正化と中小企業の交渉力強化を同時に進め、中小企業の取引条件の改善を図る。また、継続的に取引実態を把握していくとともに、適正な取引慣行の定着に向けた広報を行う。

⑥ 地域の中小企業・小規模事業者の経営支援機関の連携強化

中小企業・小規模事業者の幅広い相談にワンストップで対応する相談窓口である「よろず支援拠点」の主導により、商工会、商工会議所等の様々な支援機関の関係者が参画する都道府県毎の「地域支援機関連携フォーラム（仮称）」を開催し、情報交換や地域内の連携を深め、地域の支援機関のネットワーク化を進める。

また、全国においても、各地で経営支援を行うよろず支援拠点や商工会・商工会議所等の全国団体からなる「中小企業全国団体協議会」を開催し、各団体の行動計画や支援機関間における連携事例、各支援機関の優良事例の横展開等により、各地の支援機関の機能強化及び相互の連携強化を図る。

さらに、商工会・商工会議所の経営指導員による経営支援能力の向上のため、企業支援のノウハウを提供する。

⑦ 中小企業・小規模事業者の「稼ぐ力」の確立に向けた金融機能の強化と事業再生・事業承継

地域企業の生産性向上に向けた経営支援等の参考となる経営指標・評価手法（ローカルベンチマーク）も活用しながら、地域の金融機関や支援機関が企業と対話を深め、担保や個人保証に頼らず生産性向上に努める企業に対し、成長資金を供給するよう促していく。

また、危機時における機動的対応や経営者の個人保証に依存しない融資慣行を広めることをはじめ中小企業・小規模事業者の経営環境等に配慮した資金繰りに万全を期すとともに、財務面のサポートの充実等を行

いつつ、金融機関と事業者がともに経営改善や生産性向上などに今まで以上に取り組むよう、信用保証制度の見直しに係る詳細な制度設計を進め、本年内を目途に制度的対応等について結論を得る。あわせて、地域中小企業の事業再生・事業承継の促進等を図るため、効果的な再生支援の実現、事業承継の円滑化や事業承継を契機とした経営革新等の促進に向けて必要な方策等について検討を行い、本年内を目途に制度的対応等について結論を得る。

⑧ 中小企業・小規模事業者による人材の確保・育成

地域内外の若者・女性・シニアなどの多様な人材から地域の中小企業・小規模事業者が必要とする人材を発掘し、紹介、定着支援を実施する。例えば、中小企業の経営者と大学生の交流会、若手社員の定着に向けた研修、女性のための合同企業説明会、シニア人材の活用事例紹介・情報発信セミナー、企業向け雇用関連助成金活用セミナー、都市部人材への地域企業の魅力の発信等を、地域のニーズに応じて丁寧に実施していく。

また、46道府県に整備されたプロフェッショナル人材戦略拠点の活動を支援し、潜在成長力を有する企業の発掘と、潜在的に地方への還流可能性のあるプロフェッショナル人材の就業機会の拡充等を図っていくとともに、都市部の大企業と同拠点との連携を強化し、研修等の人事交流や、地方と東京の兼業などプロフェッショナル人材の還流経路の多様化を進める。

さらに、雇用管理制度の整備などを通じて従業員の職場定着に取り組む事業主への支援を分野を限定せずに実施していくとともに、新入社員を将来を担う中核人材へと育成するための専門的な知識・技能の習得支援を中小企業のみならず中堅企業に対しても実施していくなど、地域の中堅・中小企業における人材の確保・育成に引き続き取り組んでいく。

⑨ 地域の中心市街地や商店街の活性化

人口減少、少子・高齢化が進展する中、地域における中心市街地等のまちなか、商店街機能の活性化・維持を図ることが、地域経済活性化のために不可欠。このため、平成28年3月末に策定した「地域のまちづくりを支援する包括的政策パッケージ」等を踏まえ、稼ぐ力の分析、ビジョン・アクションプランの策定・検証等を通じた「稼げるまちづくり」の取組を普及・拡大させるとともに、その一環としてなされる波及効果

の高い商業施設整備・改修等を支援する。また、全国のモデル型商店街におけるインバウンド需要の取込み、ポイントカードの活用による高齢者の見守りサービス等を含めた地域コミュニティ機能の強化、商店街全体の活性化・生産性の向上等を支援するとともに、そうした事例の全国への普及を推進する。

⑩事業継続計画（BCP）の裾野の広い普及の促進

災害等に強いしなやかな経済社会をつくるため、非常事態に備えるための事業継続計画の策定等の取組を積極的に推進することが重要である。そうした取組を行っている企業等を第三者が認証する仕組みを創設するため、本年2月に、認証に係るガイドラインを公表し、4月には認証実施機関が、認証の募集を開始したところ。

今後、認証の実施機関と協力して全国で説明会を開催する等により制度の周知を図り、本年度100件程度、3年間で400件の認証を目標とする。あわせて、認証取得団体における特筆すべき取組を収集・公表するとともに、企業における認証取得のインセンティブの充実を図る観点から、関係省庁との調整やBCPに関連した融資等を行う金融機関等への説明・周知を進め、事業継続の取組の裾野の広い普及を図る。

8. ものづくり産業革命の実現

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》 2020 年のロボット国内生産市場規模を製造分野で 1.2 兆円、サービス分野など非製造分野で 1.2 兆円

⇒2014 年度：製造分野 約 5,901 億円、非製造分野 約 610 億円
(2013 年度：製造分野 約 5,037 億円、非製造分野 約 470 億円)

《KPI》 製造業の労働生産性について年間 2% を上回る向上

⇒2014 年：+2.0% (対前年比)
(2013 年：+1.2% (対前年比))

《KPI》 ロボット介護機器の市場規模、2020 年に約 500 億円、2030 年に約 2,600 億円【約 10 億円 (2012 年)】

⇒2014 年：12.7 億円

《KPI》 ほ場間での移動を含む遠隔監視による無人自動走行システムを 2020 年までに実現

※今回、新たに設定する KPI

(2) 新たに講ずべき具体的施策

いわゆる「6 重苦」の解消に向けた取組は着実に進展しており、製造業の企業業績は改善している。他方、少子高齢化の進展により人手不足感が高まっており、国内生産拡大の制約要因となりつつある。

こうした中、デジタル化の急激な進展や、社会が抱える課題を背景とした新たな顧客ニーズの顕在化とがあいまって、付加価値の源泉が「モノ」から「サービス」、「ソリューション」へと移行。自社の強みをいかしながら、新たなビジネスモデルへと転換していく必要がある。

特に、IoT・ビッグデータ・人工知能がもたらす第 4 次産業革命には、スピード感を持って対応することが求められている。ビジネスモデルそのものの変革が予想以上のスピードで進展しつつあり、例えば、我が国経済成長の牽引役であり、世界に冠たる効率的なサプライチェーンを有する自動車産業では、自動走行という新たなビジネスモデルへの対応が本格化している。今後、こうした流れは、製造業全体に波及していく。

スマート工場については、既に、2020 年までに、センサー等で収集した

データを、工場間、工場と本社間、企業間など組織の枠を超えて活用する先進事例を 50 件以上創出し、国際標準を提案することとしている。本年 4 月に共同声明を発出したドイツをはじめ、各国との連携を一層強化し、これを着実に実現していくことが必要である。

こうした取組に加え、例えば、我が国の強みである素材関連分野では、革新的な素材の開発に関し、IoT・ビッグデータを活用した企業間の協調領域における効率的な研究開発を推進する動きが始まっている。

また、アパレル業では、いわゆるマス・カスタマイゼーションの動きが加速している。造船業でも、シミュレーションや 3D データを活用した開発・生産工程の生産性の向上といった動きが進められており、バイオ分野では、人工知能を含む IT 技術を活用して遺伝子の改変、生育条件の制御等を行うことで、生物の機能を格段に引き出し、利用していく、といった新たな潮流も出始めている。

さらに、産業機械・建設機械・ロボットについては、既に、機械単体売りからアフターサービスの強化や、緻密で効率的な施工管理の提供といった労働力不足に係るソリューションの提供といったビジネスモデルに変化。次世代ロボットの実現に向け、高精度のセンサーやカメラシステム等の技術等の研究開発を加速していくことが必要である。

高い安全性と効率性の要求から、材料や機能品で先端技術が数多く使用される航空機産業は、今後年率 5 % の成長が見込まれる分野。また、世界では、測位衛星や各種リモートセンシング衛星等の宇宙インフラの整備により、高精度な位置・画像情報等を活用した新事業・新サービスが創出されており、宇宙関連市場の急速な成長が見込まれている。こうした成長分野での競争力を維持・向上し、我が国製造業の今後の成長の芽を育てていくことが必要である。

i) ロボットによる新たな産業革命の実現

① ロボット新戦略の実行・進化

本年 5 月に実施したロボット新戦略に掲げられたアクションプランの実施状況に係るフォローアップを踏まえ、各分野（ものづくり、サービス、介護・医療、インフラ・災害対応・建設、農林水産業・食品産業）の取組を着実に実施するとともに、その進化を図る。

・「ロボット革命イニシアティブ協議会」において、IoT・ビッグデータ等の活用による製造業のビジネス変革・スマート化に係るドイツ等と

連携した国際標準化提案や先進事例となる取組の発掘・創出に向けた検討を進める。また、次世代ロボットの実現に向け、高精度のセンサーやカメラシステム等の技術と人工知能技術との融合分野に関するグローバル研究拠点の設置に本年度から着手する。その際、人工知能技術戦略会議との連携も図る。

加えて、一定程度均質なデータのインプットを前提に、事前に動作パターンを組み込み、正確かつ迅速に作業を繰り返すといったロボットとは異なり、人工知能を備える等、学習しながら自律的に動作する次世代ロボットの実用化を目指し要素技術を開発する。さらには、人工知能の研究開発・産業化に向けた取組とも連携しながら、複数のロボットが周囲の環境等も認識した上で、自律的に連携していくといった新たなロボット社会の実現に向け、緊急時を含む人の移動・物の輸送、災害対応、インフラ維持管理などをはじめ、幅広い分野における技術開発・実証を進める。

- ・インフラ点検に用いられるロボットについて、一定の性能を有するロボットの試行的導入を実施し、その結果を踏まえたロボット版点検手順を、本年度以降、分野別に順次策定するなど、ロボット等を用いたインフラ点検の省力化に向けた環境整備を進める。また、その性能を明らかにすることにより開発目標を示し、事業化意欲のある開発メーカーの参画を促す。災害対応に用いられるロボットについては、現場検証の評価結果を踏まえ、現場条件に応じた優れた性能を有する災害調査及び応急復旧ロボットを災害協定等により活用を促進する。あわせて、インフラ点検及び災害対応ロボットについて、風や雨、電波等が複合する外乱環境下における各種ロボットの基礎的な性能を複数同時に満たすことを要求する評価基準等を作成する。
- ・行政が求める帳票等の文書量の半減に向けて取り組むとともに、現場のニーズを反映した使いやすいロボット等の開発支援やロボットやセンサー技術の介護現場への導入をさらに進める。また、ロボット等の導入による介護現場の生産性向上などのアウトカムデータの収集・分析を行うため、実証を行うフィールドを早急に決定し、本年度中に事業を開始する。そこで得られるデータの収集・分析結果を踏まえて、介護現場でのイノベーションや創意工夫を引き出すインセンティブの視点も考慮しつつ、介護現場の負担軽減に資する形での、介護報酬や人員配置・施設の基準の見直し等の対応も含め、制度上、ロボット

等を用いた介護について適切に評価を行う方針について検討し、来年度中に結論を得る。また、介護業務等に関するデータの標準化、介護記録の ICT 化による業務分析・標準化、適切なケアマネジメント手法の普及・サービスの質の評価を推進する。

こうした取組により、介護業務の改善を促進し、高齢者の自立支援に資する適切な介護サービスの推進による質の向上を図るとともに、介護業務の生産性の向上とそれを通じた介護職員の負担軽減を図る。

【再掲】

- ・高精度 GPS 等の地理空間情報（G 空間情報）を活用したトラクターの自動走行システムについて、有人監視下でのほ場内での無人システムについて、2018 年までに製品が市販されることとなるよう、産学の共同研究を支援するとともに、本年度中に安全性確保ガイドラインを策定する。さらに、ほ場間での移動を含む遠隔監視による無人自動走行システムを 2020 年までに実現するため、共同研究の一層の推進を図るとともに、関連する制度整備を進める。

② 中堅・中小企業に対する IT・ロボット活用の促進による第 4 次産業革命の波及【再掲】

- ・ものづくりやサービス分野を中心に、中堅・中小企業によるロボット投資を加速すべく、小型汎用ロボット本体の価格と実装に要する費用を 2 割以上引き下げ、中堅・中小企業等へのロボット導入を加速する。そのため、汎用的な作業・工程に使え、基盤となる共通の機能を備えたプラットフォームロボットの開発を進めるとともに、ロボットの導入手順の明確化を図る。さらに、ロボットを活用したシステムの構築・導入を支援する人材（システムインテグレーター）を 5 年以内に倍増する（1.5 万人：現状→3 万人：2020 年）。
- ・あわせて、我が国全体で第 4 次産業革命を進めていくため、今後 2 年間で 1 万社以上の中堅・中小企業を、IT、カイゼン活動、ロボット導入の専門家が支援する。また、この中で、中堅・中小製造業の生産現場のカイゼンや IoT・ロボットの導入を支援する「スマートものづくり応援隊」に相談できる拠点の整備を、本年度から開始する。
- ・加えて、小規模事業者によるネット販売等の販路開拓の取組から、中小企業・小規模事業者による IoT やビッグデータを活用した新商品・新サービスの創出、業種の垣根を超えた企業間連携の円滑化に至るま

で、事業者のビジネス実態に合わせた IT 投資や省力化投資を促進していく。

③ 研究開発・社会実装の加速化に向けた環境整備等

ロボットの研究開発の加速化、実社会への導入・普及の実現に向けた実証実験を促進するため、イノベーション・コースト構想の下、福島浜通り地域において、無人航空機や災害対応ロボット等の実証実験を行う約 50ha 規模のロボットテストフィールド及び研究開発等施設の整備に、本年度の可能な限り早い段階で着手する。

また、適切な性能や安全性を備えたロボットの開発のため、ロボットテストフィールドにおいて、物流、インフラ点検、災害対応の分野を対象に、ロボットメーカー、ユーザー、学識経験者等から成る検討チームを組織し、本年度から、分野ごとに求められるロボットの性能や操縦技能等に関する国際標準を見据えた評価基準やその検証手法の研究開発を開始する。

さらに、研究開発及び社会実装を加速させる契機として、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される 2020 年に、世界が注目する高度なロボット技術を内外から集結させ、様々な社会課題の解決を目指した競技やデモンストレーションを行うロボット国際競技大会を開催する。開催に向け、具体的な開催形式・競技種目について、昨年 12 月に設置したロボット国際競技大会実行委員会及びロボット国際競技大会実行委員会諮問会議において検討し、本年中に決定する。

ii) 航空機産業の拡大

GDP600 兆円の実現に向けて、欧米諸国に比して小規模な我が国航空機産業について、完成機事業を成長の原動力とした成長を図りつつ、デュアルユースの観点も踏まえた戦略的な研究開発の強化に取り組むとともに、航空機の生産工程へのロボットの適用など IoT を活用した生産性の大幅な向上を実現する。また、地域中核企業を軸とした材料・部品産業の強化や技術開発等により、地域に裾野産業を育成する。2020 年の我が国航空機産業について 2 兆円の売上高を目指す。

iii) 宇宙機器・利用産業の強化・拡大

宇宙機器・利用産業の市場については、今後世界での急速な市場拡大が見込まれることを踏まえ、我が国宇宙産業の成長目標、その実現に向けた課題や施策を取りまとめた「宇宙産業ビジョン（仮称）」を策定することとし、本年夏頃を目途に中間的な取りまとめを行う。

宇宙機器産業については、海外市場開拓を本格化し、アジア、中東等の有望市場の案件実現に本年度取り組むとともに、「宇宙システム海外展開タスクフォース」の下で新たな官民連携の枠組みを構築する。また、我が国宇宙産業の国際競争力を強化するため、H3 ロケットや次世代衛星の開発を推進する。さらに、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律案も踏まえ、今後、世界で拡大が見込まれるロケット打上げ市場への民間事業者参入のための事業環境を整備する。

地理空間情報（G 空間情報）や宇宙を利用した産業については、準天頂衛星、各種リモートセンシング衛星やG 空間情報センターの利活用により、農業機械の自動走行、スマート林業、無人機貨物輸送や防災システムの高度化等、世界に先駆けた新事業・新サービスを創出するため、主要分野ごとのKPIを含め、その実現に向けたロードマップを、本年中を目途に策定するとともに、本年度中に地理空間情報活用推進基本計画を改訂する。また、準天頂衛星システム等に高度なセキュリティ対策を行うことにより、その安定的な利用環境を確保する。さらに、宇宙・非宇宙分野の企業の融合を図る「スペース・ニューエコノミー創造ネットワーク（S-NET）」の活動を通じて、宇宙関連ベンチャーの創出、新たなビジネスモデル・技術イノベーションの促進を図り、2020年度までに100の宇宙関連新事業の創出を目指す。あわせて、衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律案も踏まえ、衛星リモートセンシング記録の利活用事業のリスク低減や衛星運用・画像販売事業の育成等を図る。

また、スペースデブリの発生防止など宇宙産業の強化・拡大に不可欠な宇宙空間における国際的なルールの策定に向けた取組を更に推進する。

9. 既存住宅流通・リフォーム市場を中心とした住宅市場の活性化

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》「2025 年までに既存住宅流通の市場規模を 8 兆円に倍増する
(2010 年 4 兆円)。※可能な限り 2020 年までに達成を目指す。」

⇒2015 年：4 兆円

《KPI》「2025 年までにリフォームの市場規模を 12 兆円に倍増する。
(2010 年 6 兆円)。※可能な限り 2020 年までに達成を目指す。」

⇒2015 年：7 兆円

(2) 新たに講ずべき具体的施策

人口減少と少子高齢化が進む中、経済成長を実現していくためには、新築住宅のみならず新たな住宅市場を開拓・育成する必要がある。しかし、我が国では、住宅購入をゴールとする考えや、購入した住宅が必ずしも適切に維持・管理されていないこと等により、既存住宅流通・リフォーム市場の活性化が図られていない。

そこで、リフォーム等による良質な住宅ストックが数十年を経ても資産として評価され、次世代へ流通していく「新たな住宅循環システム」への転換を図り、既存住宅流通・リフォーム市場を形成・活性化していく。また、空き家の増加を抑制するため、「新たな住宅循環システム」の構築と併せ、建替え等による新陳代謝を促していく。

また、IoT 技術等を活用した次世代住宅の普及を促進することで、新たな関連産業の成長を図る。

さらに、若年・子育て世帯の住居費負担を軽減し、安心して子育て等に取り組みめる環境を整備するために、空き家を含めた既存住宅の活用を推進していく。

i) 住宅が資産として評価される既存住宅流通市場の形成

① 品質と魅力を備えた既存住宅流通市場の形成

「新たな住宅循環システム」を構築し、既存住宅流通市場を形成するためには、品質と魅力を備えた既存住宅の流通量の拡大と、そうした住宅ストックを適正に評価する仕組みづくりを併せて進める必要がある。

具体的には、省エネ化や長期優良住宅化リフォームへの支援等を行い、既存住宅の質の向上を進めるとともに、建物状況調査（インスペクション）や瑕疵保険等を活用した質の確保を促進する。

また、既存住宅の資産価値を評価する流通・金融等の仕組みづくりへの支援を行うとともに、品質と商品としての魅力を兼ね備えた「プレミアム既存住宅（仮称）」の登録制度を本年度中に創設する。

こうした施策を総合的に講じることで、住宅が資産として評価される既存住宅流通市場の形成を図り、住宅の資産価値の目減りによる老後への不安の緩和、消費拡大に貢献していく。

② 不良資産の解消と新規投資の促進

空き家を含む旧耐震住宅の除却・建替え等を促進する。また、空き家の多いマンションの建替え等の促進に向けた合意形成ルールの合理化等について、制度化に向けて検討を進める。さらに、空き家等の所有者の把握を容易にし、その除却や建替え等を進めるため、相続登記の促進に向けた制度の検討を行う。これらの取組により、不良資産の解消と新規投資の促進に取り組む。

ii) 次世代住宅の普及促進

多様な居住ニーズに対応するとともに、IoT 技術等の新技術に関連する住生活産業の成長を図るため、IoT 住宅、健康住宅、セキュリティ住宅等の先進的な次世代住宅について、本年度中を目途に、関係省庁や住宅関連メーカー等と連携し、先進事例の収集等を通じた次世代住宅の備えるべき機能やその将来像の検討、海外市場も視野に入れた普及に向け、関連機器等の規格の導入促進の在り方等も含め、様々な課題抽出等を行う。

iii) 既存住宅を活用した若年・子育て世帯の住居費等の負担の軽減

① 既存住宅を活用した若年・子育て世帯の住居費負担の軽減

既存住宅を活用し、若年・子育て世帯の住居費負担の軽減を図るため、若年・子育て世帯が、必要な質や広さを備えた住宅に低廉な家賃で入居が容易になるよう、空き家等の既存の民間賃貸住宅を活用した新たな仕組みを構築する。そのため、社会資本整備審議会住宅宅地分科会に設置した小委員会において検討を行い、本年度中に制度化の方向性について結論を得る。また、品質と魅力を備えた既存住宅を無理なく取得できる既存住宅市場を早急に実現する。

② 地域ぐるみで子供を育む環境の整備

まちづくりと連携しつつ、地域ぐるみで子どもを育む環境を整えるため、公的賃貸住宅団地の建替え等を契機とした子育て支援施設等の誘致、民間の住宅団地等における子育て支援施設等の整備促進等への支援を行う。

10. 環境・エネルギー制約の克服と投資の拡大

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》「2020年4月1日に電力システム改革の最終段階となる送配電部門の法的分離を実施する。」

⇒昨年4月1日に電力広域的運営推進機関を設立。同年6月17日に送配電部門の法的分離等を盛り込んだ電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）が成立。同年9月1日に電力取引監視等委員会を設立（本年4月1日に電力・ガス取引監視等委員会に改編）。本年4月1日に電力小売全面自由化を実施。

《KPI》2030年までに乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を5～7割とすることを目指す。

⇒新車販売に占める次世代自動車の割合は29.3%（2015年度）

《KPI》商用水素ステーションを2020年度までに160箇所程度、2025年度までに320箇所程度整備する。

⇒76箇所が開所済（本年3月末）

《KPI》節電した電力量を取引する「ネガワット取引市場」を来年中に創設する。

⇒ネガワット取引に関し需要削減量のポテンシャル評価等を行う技術実証を実施。

エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスの本格的立上げに向け、産学のトップマネジメント層で構成されるフォーラムや官主体で実務者レベルが集まる検討会といった政策推進の場を創設。

(2) 新たに講ずべき具体的施策

エネルギーシステム改革の実行とエネルギーミックスの実現に向けて、「エネルギー革新戦略」（平成28年4月18日経済産業省決定）を推進し、エネルギー投資の拡大とCO₂排出抑制を図る。この取組を含め、「地球温暖化対策計画」（平成28年5月13日閣議決定）を着実に実施し、経済成長と温室効果ガスの2030年度削減目標の達成を併せて実現する。

また、2℃目標を位置付けたパリ協定を踏まえ、2050年を見据えて温

室効果ガスを大幅に削減する。このため、国民運動を推進し、社会構造やライフスタイルの変革、技術の社会実装等に長期的、戦略的に取り組むほか、「エネルギー・環境イノベーション戦略」（平成 28 年 4 月 19 日総合科学技術・イノベーション会議決定）に基づく革新的技術の研究開発の強化や我が国が有する優れた技術の海外展開を推進し、世界の排出削減に貢献する。

加えて、資源価格の低迷を背景に世界的な資源開発投資が停滞し、世界経済が減速する中、世界経済の持続的な成長を支えるとともに、資源の大宗を輸入に依存する我が国が再び資源価格高騰に直面するリスクを緩和するため、資源開発投資の促進策を積極的に展開するとともに、国内外をつなぐ LNG・天然ガス取引市場の育成・発展を通じた低廉な資源調達環境の整備に取り組む。

福島県を再生可能エネルギーや未来の水素社会を切り拓く先駆けの地とするため、本年 3 月に第 1 回を開催した官民一体の「福島新エネ社会構想実現会議」において、本年夏までに「福島新エネ社会構想」を策定する。

i) 徹底した省エネルギーの推進

① 産業部門における省エネの推進

製造業などエネルギー多消費産業向けに設定している省エネの産業トップランナー制度（ベンチマーク制度）を、流通・サービス業に拡大し、2018 年度までに全産業のエネルギー消費量の 7 割をカバーする。昨年度までに全国 17 箇所に構築した省エネルギー相談地域プラットフォーム（省エネ支援事業者が地域の商工会議所や自治体、コンサル及び金融機関等と協力して作る連携体）を拡大し、来年度までに全国に省エネ取組に係る支援窓口を構築する等、中小企業等における省エネ投資等の支援を強化する。さらに、大企業が中小企業への省エネ技術の供与や省エネのための事業連携を積極的に行うことを促進するため、J-クレジット制度との連携も含め、エネルギー使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号。省エネ法）に基づく共同省エネルギー事業の評価方法の見直し（判断基準等の改正）を本年度に行う。

また、経済成長と省エネを同時達成するべく、本年度中にエネルギー削減量だけでなく、原単位の改善に即した省エネや、業界やサプラ

イチェーン単位で複数事業者が協調して行う省エネ等、生産性の向上につながる取組を強力に後押しするよう、支援制度や省エネ法に基づく規制制度の見直しを行う。

② 民生部門における省エネの推進

2020年までに、ハウスメーカー等の新築する注文戸建住宅の過半数が、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）となることを目指す。それに向けて、主要なハウスメーカー等が2020年までに新築注文戸建住宅の過半数をZEH化することを目標として公表することを促すため、本年度からZEHへのインセンティブ付与の仕組みを見直す。また、2020年までに、省エネリフォームを倍増させるため、高性能な窓及び断熱材等による断熱改修や、高効率な給湯設備等への更新を支援する。

2020年までに、新築公共建築物等でのネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）の実現を目指し、本年度から地域、用途、構造等に応じた実証を行い、それを踏まえて2018年度までにZEBの設計ガイドラインを策定する。加えて、発光ダイオード（LED）等の高効率照明を2020年までにフローで100%に、さらに2030年にストックで100%にすることを目指し、本年度中に照明のトップランナー基準の対象を白熱灯等へ拡大する。

③ 運輸部門における省エネの推進

2030年に新車販売に占める次世代自動車の割合を5～7割とすることを目指し、保有台数ベースで電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）は2020年までに最大100万台、燃料電池自動車（FCV）は2020年までに4万台程度、2030年までに80万台程度の普及を目指す。これらの目標の達成に向け、初期需要の創出を図り、自立的な市場を早期に確立するとともに、普及に不可欠な充電器や水素ステーションの整備を進める。商用水素ステーションについては2020年度までに全国で160か所の整備を目指す。また、並行してセルフ充填の許容等、水素ステーションに関する規制の見直しを進める。なお、再生可能エネルギー由来の水素ステーション（比較的規模の小さなステーション）については、2020年度までに全国で100か所程度の整備を目指す。

また、車載用蓄電池等の大幅な性能向上、コスト低減に向け、本年

度から5年間、2030年度までに現在の5倍のエネルギー密度(500kwh/kg)を達成することに向けた共通基盤技術の研究開発を推進する。

- ④ 国民運動による省エネ・低炭素型商品・サービスのマーケット拡大
政府・企業・団体・自治体等の連携の下、省エネ・低炭素型の商品・サービスなど、温暖化対策に資する「賢い選択(クール・チョイス)」を促す国民運動を抜本的に強化するため、本年5月に設置した環境大臣をチーム長とする「COOL CHOICE(クール・チョイス)推進チーム」の下にLEDや省エネ家電等の主要分野毎に作業グループを設置するとともに、国民運動実施計画を策定する。これらに基づく効果的な普及啓発や、各家庭へのきめ細かな省エネ対策提案を行う家庭エコ診断を推進することにより、LEDや省エネ家電等、関連市場を拡大する。

ii) 再生可能エネルギーの導入促進

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律及び関連制度等に基づき、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立を図るとともに、以下の施策を推進する。

① 系統制約の解消

電力広域的運営推進機関において、本年度中に、将来の広域連系系統の整備及び更新に関する方向性を整理した「広域系統長期方針」の策定を目指すとともに、地域間連系線の運用ルールの見直しを行う。また、出力制御についての具体的なルールの策定、太陽光発電や風力発電の出力予測の高精度化や出力制御技術、蓄電池の放電制御技術の高度化等の技術開発を進める。

② 研究開発・規制制度改革の推進

再生可能エネルギーの自立・安定化のため、発電設備の効率化、蓄電池システムの低コスト化、系統運用の高度化等に向けた技術開発・実証や、浮体式洋上風力発電等の次世代型エネルギーに係る研究開発を推進するとともに、風力・地熱の環境アセスメントの迅速化、風力の導入促進に向けたエリアの設定等の支援、ポテンシャルの高い洋上

風力発電の事業環境の整備、長期安定的な太陽光発電を確保するための規制制度の見直し等に取り組む。

③ 福島県における再生可能エネルギーの導入拡大

再生可能エネルギーの最大限の導入を図り、未来の新エネ社会を先取りするモデルを創出するため、大規模風力発電の適地である阿武隈山地・福島県沿岸部における風力発電計画の実現に向けて、効率的に送電線を増強するプロジェクトなどを行う「福島新エネ社会構想」を推進する。

iii) 新たなエネルギーシステムの構築等

① 電力分野の新規参入とCO₂排出抑制の両立

本年4月の電力小売全面自由化の下で、新規参入に伴う投資を促進しつつ、CO₂排出削減目標を同時達成するため、主要な事業者が参加する電力業界の自主的枠組みの目標達成に向けた取組を政策面から促す。具体的には、エネルギーミックス及びCO₂排出削減目標と整合する2030年度の電力分野のCO₂排出係数目標(0.37kg-CO₂/kWh)の確実な達成を目指し、省エネ法により発電段階の効率向上を、エネルギー供給構造高度化法により、小売段階の非化石電源比率44%以上を目指す販売電力低炭素化を促進するとともに、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)(温対法)に基づく排出量算定・報告・公表制度のためのCO₂排出係数の実績の報告の協力を要請する。また、毎年度、取組の進捗状況を評価する。これらの取組により、古くて効率の悪い石炭火力の休廃止や稼働減と新規投資を進める。また、火力発電の発電効率を更に向上させるため、2025年度頃までに、先進超々臨界圧火力発電(A-USC)や石炭ガス化燃料電池複合発電(IGFC)など次世代の火力発電技術を段階的に確立する。

② ITの活用による再エネ・省エネ融合型エネルギーシステムや地産地消型のエネルギーシステムの構築

需要家側のエネルギーリソース(太陽光発電設備、蓄電池、デマンドリスポンス等)をIoTにより統合的に管理・制御し、電力取引に活用する「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネス」の立ち上げに向け、デマンドリスポンスの一種であるネガワット取引の取引ルールを本年度中に策定するとともに、来年中にネガワット取

引市場の創設を目指す。さらに、将来必要となる供給力 (kW) を確保する仕組みである容量メカニズムが今後検討される中では、ネガワットの価値が適切に評価された上で取引されるようにしつつ、2030 年度までには、先行的にネガワット取引が普及している米国と同水準 (最大需要の 6%) のネガワットの活用を目指す。また、需要家側のエネルギーリソースを統合制御し、あたかも一つの発電所のように機能させる「バーチャルパワープラント (VPP)」の実証を実施し、2020 年度に 50 メガワットの VPP を構築する。2020 年度までに VPP の自立化を目指し、定置用蓄電池の VPP への活用を促進し、価格低減を加速させる仕組みを来年度中に構築する。加えて、エネルギーシステムの柔軟化・強靱化だけでなく、地域の活性化やバイオマス等地域資源の有効かつ安定的な利用にもつながる地産地消型のエネルギーシステムについて、関係省庁の支援施策の連携も図りつつ、システム導入を進める。

③ 水素社会の実現に向けた技術実装の推進

水素社会の実現に向け、家庭用燃料電池や燃料電池自動車、インフラとなる水素ステーション等の導入を加速化し、水素利用の拡大を図るとともに、水素発電ガスタービン用燃焼器や液化水素運搬船等の水素関連技術の開発・実証を進め、2030 年頃の水素発電の本格導入と大規模な水素サプライチェーンの構築を目指す。また、福島県において再生可能エネルギーから水素を「作り」、「貯め・運び」、「使う」モデルを創出する。

iv) 革新的エネルギー・環境技術の研究開発の強化

世界の環境・エネルギー問題を解決する鍵は、革新的技術の開発と普及にある。短期的には既存技術の効率向上や省エネルギーの徹底的な推進が重要であり、我が国発の窒化ガリウム (GaN) 等を活用した高効率デバイスや、次世代自動車導入加速に資する蓄電池、より効率的なエネルギー消費を可能とする構造材料等の研究開発・実証・実装を進め、早期の実用化に向けた取組を推進する。

その上で、本年 4 月に策定した「エネルギー・環境イノベーション戦略」を踏まえ、2050 年頃を見据え、従来技術の延長ではない有望分野に関する革新的技術の研究開発に重点化し、政府一体となった研究

開発体制を強化することで、CO₂排出量の大幅な削減を実現する。

v) 資源価格の低迷下での資源安全保障の強化等

① 国内外での資源開発・確保の推進

資源価格の低迷を背景に世界的な資源開発投資が停滞し、世界経済が減速する中、資源開発投資を行う民間企業に対して独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）等を通じたリスクマネー供給等の支援策を積極的に展開し、萎縮する世界の資源開発投資のけん引により世界経済の持続的な成長を支えるとともに、将来我が国が再び資源価格高騰に直面するリスクを緩和し、安定供給を確保する。

国内資源開発に関しては、在来型の石油・天然ガスについて、本年度中に島根・山口沖での試掘調査を実施する。

海洋資源については、砂層型メタンハイドレートについて、本年度中に1か月程度のガス生産実験を実施し、表層型メタンハイドレートについて、資源回収技術の本格調査・研究開発等に着手する。海底熱水鉱床について、世界初となる採鉱・揚鉱パイロット試験を来年度に実施するとともに、レアアースを含む海洋鉱物資源について資源量の詳細な調査・探査や生産技術の調査等に取り組む。あわせて、環境影響評価手法の調査研究、機器等関連技術の実証・試作を進めるとともに、本年度から開始する技術者の育成システムの運用を着実に推進すること等により、海洋産業の強化を進める。

国内外で発生した二次資源（使用済鉛蓄電池、電子部品スクラップ等）について、我が国の誇る環境技術の先進性をいかしつつ非鉄金属のリサイクルを着実に進めるため、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号）における規制の在り方等について、本年度中に検討を行い、その結果を踏まえ、早期に必要な措置を講じる。加えて、「都市鉱山」の利用を促進し、リサイクル業者や非鉄製錬業者等の成長を図るため、情報技術等を活用し、動静脈連携によりレアメタル等の金属資源を効率的にリサイクルする革新技术・システムを開発する。また、本年度中に小型家電リサイクル法に基づく再資源化目標の評価・見直しを行うとともに、回収量増加に向けて取り組む。

② 国内外をつなぐ柔軟な LNG・天然ガス取引市場の育成・発展

「LNG 市場戦略」を踏まえ、LNG を合理的な価格で安定的に調達できるよう、世界最大の LNG 消費国という有利な立場をいかし、2020 年代前半までに転売を制限する仕向地条項の緩和、北東アジア地域の需給を反映した LNG 価格指標の確立、国内のガス供給インフラの整備促進等を通じて、LNG・天然ガス取引の流動性を向上し、日本を LNG の取引や価格形成の拠点（ハブ）とすることを目指す。その際には、市場参加者の利便性の観点から、LNG 先物及び電力先物を含め、各種のエネルギー取引ができるだけワンストップで行われる環境を整備する。

vi) 安全性が確認された原子力発電の活用

いかなる事情よりも安全性を全てに優先させ、国民の懸念の解消に全力を挙げる前提の下、原子力発電所の安全性については、原子力規制委員会の専門的な判断に委ね、原子力規制委員会により世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し原子力発電所の再稼働を進める。その際、国も前面に立ち、立地自治体など関係者の理解と協力を得るよう、取り組む。

また、原子力災害対策については、避難計画の策定、訓練や研修などの人材育成の体制整備、道路整備等による避難経路の確保、放射線防護施設の整備などの充実・強化を推進し、住民の安全・安心の確保に努める。同時に、地域の声に耳を傾け、事故収束及び被災者支援の充実に向けた対応等に政府を挙げて取り組む等、原子力に対する社会の信頼の回復に努める。

さらに、安全性向上や放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、核不拡散の取組を前提に、国際協力も適切に進めながら、日本原子力研究開発機構や大学等が所有する高速実験炉や高温ガス炉等の試験研究炉も活用する等、将来に向けた研究開発を推進する。あわせて、こうした分野の人材育成等に着実に取り組む。

vii) 日本のエネルギー・循環産業の国際展開の推進

① エネルギーインフラ輸出等を通じたエネルギー産業の国際展開の推進

「エネボリューション (Enevolution)」イニシアティブの下、東南アジアを中心とした少なくとも 4 か国に対する、エネルギーマスタープランの策定支援や、省エネ・再エネ目標の実現に向けたロードマップ

の共同作成、ASEAN 4 か国（インドネシア、マレーシア、タイ、ベトナム）におけるエネルギー管理の判断基準の策定や運用能力向上のためのトレーニングシステムの構築支援の 2020 年度までの実施等、我が国がこれまでに蓄積した政策立案経験や先進的技術の活用を通じ、新興国におけるエネルギー政策体系の構築やエネルギーインフラの整備に貢献する。さらに、本年度中に電力の安定供給や環境配慮などの発電所の質を担保するための指標と測定方法をまとめたガイドラインを APEC で策定し、高効率火力をはじめとする質の高い発電所を普及させる。

二国間オフセット・クレジット制度（JCM）について、民間ベースの事業による貢献分とは別に、毎年度の予算の範囲内で行う政府の事業により 2030 年度までの累積で 5 千万～1 億 t-CO₂ の温室効果ガスの排出削減・吸収量を見込んでおり、本年度中に 5 か国以上で都市間連携事業を展開するとともに、パートナー国の拡大や案件形成の支援に取り組む。また、民間ベースの事業について、日本企業の貢献を明示した上で、相手国の合意が得られた場合は、原則として JCM とする。これらの JCM 等を通じた優れた低炭素技術の海外展開について、民間活力を最大限活用しつつ、2020 年度までの累積で 1 兆円の事業規模を目指す。

② 制度・運営・技術協力をパッケージにした循環産業の国際展開の推進

増大が見込まれるアジアの廃棄物に対応するため、39 か国が参加するアジア太平洋 3R 推進フォーラムを活用して各国の廃棄物関連情報をまとめた「アジア・太平洋 3R 白書」を来年度中に公表し、事業者はその活用を促す。また、省エネルギー型資源循環システムの構築に向けた支援を開始するとともに、来年度から循環産業の海外展開支援に新たに新規参入事業者枠を設ける。これらの取組により、民間企業が有する高効率な処理技術等の海外展開を、政府間協力や自治体間連携と併せて戦略的に推進し、焼却設備やリサイクル設備等の輸出額を 2030 年度までに倍増させることを目指す。

11. 都市の競争力の向上と産業インフラの機能強化

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》「2020 年までに、都市総合力ランキングにおいて、東京が3位以内に入る。」

⇒2015 年：4 位（2012 年：4 位）

(2) 新たに講ずべき具体的施策

我が国の国際競争力を強化し、経済成長を促進するため、高規格幹線道路、整備新幹線、リニア中央新幹線等の高速交通ネットワーク、国際拠点空港、国際コンテナ・バルク戦略港湾等の早期整備・活用を通じた産業インフラの機能強化を図るとともに、「賢く投資・賢く使う」戦略的インフラマネジメントやコンパクトシティ・プラス・ネットワークの取組を進め、民間投資の喚起や生産性向上等のインフラのストック効果が最大限発揮される取組を進める。あわせて、以下の施策を講ずる。

i) 都市の競争力の向上

- ・不動産について流動化を通じた有効活用を図るため、今後ニーズの増加が見込まれる観光や介護等の分野における不動産の供給を促進するとともに、クラウドファンディング等の小口資金による空き家・空き店舗の再生、寄付等された遊休不動産の管理・活用、鑑定評価を含む不動産情報の充実等に必要な法改正等を一体的に行い、2020 年頃までにリート等の資産総額を約 30 兆円に倍増することを目指す。
- ・都市の魅力を向上させ、国際的な投資と人材を呼び込むため、原則として指定後 5 年を経過した全ての都市再生緊急整備地域等の評価を今後 3 年以内に行うとともに、交通アクセスの利便性や都市機能の集積等を踏まえグローバル企業の活動拠点としてふさわしい地域の指定や見直し等を行うことにより、都市開発を集中的に促進する。
- ・2020 年までに国際会議場や外国人対応の医療、子育て施設等を約 20 か所整備するなど、優良な民間都市開発事業の実施を加速させることにより、国際的なビジネス・生活環境の向上等を図るとともに、空き店舗、遊休施設等のリノベーション事業など地域の「稼ぐ力」を高める民間活動への支援により、まちの賑わいを創出する。

ii) 産業インフラの機能強化

長時間労働の削減に向けたトラック事業者・荷主等から成る協議会での取組、下請等中小企業の取引条件改善など適正取引の推進に向けた取組、ITを活用した中継輸送を含む共同輸送の導入促進など等を推進するほか、以下の取組等を推進し、2020年までに物流事業者の労働生産性を2割程度向上させるなど、「物流生産性革命」の実現を図る。

- ・道路ネットワークのストック効果を最大限に発揮させ、迅速かつ円滑な物流の実現、交通渋滞の緩和等を図るため、首都圏3環状道路をはじめとする三大都市圏環状道路などについて整備を推進するとともに、利用重視の新たな料金体系の導入やETC2.0等のビッグデータを活用したピンポイント渋滞対策を実施する。
- ・高速道路等へのアクセス性の高い物流拠点の整備等を促進するため、物流拠点との直結や道路空間の有効活用について新たなルールの検討等を行う。
- ・建築物における貨物用エレベータや搬入車両に対応した天井高の確保等により建物内への貨物の搬入をしやすくするため、物流を考慮した建築物の設計・運用ガイドラインを本年度に策定する。
- ・1台で通常的大型トラック2台分の輸送が可能なダブル連結トラックの導入を可能とする特車通行許可基準の緩和を行うとともに、電子データを活用した自動審査システムの強化等により、同許可の平均審査期間について現在の約1か月から10日間程度に短縮する。
- ・IoTやビッグデータ等を活用し、気象に即応し、故障を事前検知できる効率的な船舶運航や船舶の設計・生産の効率化を促進するため、我が国の強みである安全性能、経済性等に係る格付け制度の創設や我が国主導の国際規格の策定により、世界における我が国の船舶の建造シェアを2025年までに約10%（20%→30%）向上させる。

II 生産性革命を実現する規制・制度改革

1. 新たな規制・制度改革メカニズムの導入

(1) 新たに講ずべき具体的施策

第4次産業革命では、技術の予見が難しく、スピードが重視されるため、課題が顕在化してから規制・制度改革の議論を始めるのでは、対応が遅れることにもなりかねない。あるべき将来像を官民で共有し、そこから逆算してロードマップを描き、民による技術開発・ビジネスモデルの作り込みと官による規制・制度改革等を同時並行的に行い、想定との乖離が発生した場合も、それを官民で同時に共有し、それぞれのアクションを瞬時に修正していくことが必要である。

また、我が国を「世界で一番企業が活動しやすい国」とすることを目指し、「GDP600兆円経済」の実現に向けた事業者の生産性向上を徹底的に後押しすることが必要である。

こうしたことを踏まえ、新たな時代に対応し、更なる改革を進めるため、新たに2つの改革メカニズムを導入する。

i) 第4次産業革命を勝ち抜く「目標逆算ロードマップ方式」

- ・技術革新の予見が難しく、スピードが重視される第4次産業革命に対応するため、期限を定めて目指すべき将来のビジネス像を官民で共有した上で、そこから逆算してロードマップを描き、具体的改革を実施する新たな規制改革等の実行メカニズムを本年夏頃以降を目途に導入する。

ii) 事業者目線で規制改革、行政手続きの簡素化、IT化を進める新たな規制・制度改革手法の導入

- ・我が国を「世界で一番企業が活動しやすい国」とすることを目指し、「GDP600兆円経済」の実現に向けた事業者の生産性向上を徹底的に後押しするため、規制改革、行政手続きの簡素化、IT化を一体的に進める新たな規制・制度改革手法を導入することとし、事業者目線で規制・行政手続コストの削減への取組を、目標を定めて計画的に実施する。このため、まずは、外国企業の日本への投資活動に関係する規制・行政手続きの抜本的な簡素化について1年以内を目途に結論を得る（早期に結論が得られるものについては、先行的な取組として年内に具体策を決定し、速やかに着手する）。また、外国企業の日本への投資活動

に關係する分野以外についても、先行的な取組が開始できるものについては、年内に具体策を決定し、速やかに着手する。こうした先行的な取組と外国企業の日本への投資活動に關係する取組の実施状況等を踏まえつつ、諸外国の取組手法に係る調査等を行い、規制・手続きコスト削減に係る手法や目標設定のあり方を検討した上で、本年度中を目途に、本格的に規制改革、行政手続きの簡素化、IT化を一体的に進めるべき重点分野の幅広い選定と規制・行政手続きコスト削減目標の決定を行い、計画的な取組を推進する。

2. 未来投資に向けた制度改革

我が国経済の好循環を確かなものとするためには、民間企業の知恵を最大限いかすことのできる環境を整備するとともに、民間の未来への投資を促すことが重要である。

このため、これまでスチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードを策定するなど、企業のコーポレートガバナンス強化に取り組んできている。こうした中、3メガバンクグループをはじめ、上場企業において、政策保有株式の縮減に向けた動きが見られる。また、公共施設等運営権方式の導入により、民間企業に対して公的サービス市場の開放を進めてきた。また、成長志向の法人税改革や機械及び装置の固定資産税の特例措置の創設等を進めたほか、「未来投資に向けた官民対話」においても、企業の積極果敢な投資判断を後押ししてきた。

今後も引き続き、あらゆる政策を総動員して「世界で最もビジネスがしやすい国」の実現を目指すとともに、形だけでなく実効的にコーポレートガバナンスを機能させることによる中長期的な企業価値の向上や、企業の情報開示の実効性・効率性の向上、企業と投資家の対話の充実、中長期的な視点からの投資を促進する。また、国民の安定的な資産形成につながるポートフォリオ・リバランスを促進するほか、質の高い金融仲介機能の発揮等を通じた産業・企業の競争力・生産性の向上、事業分野ごとの課題に応じた公共施設等運営権方式の取組の強化等を図っていくことが重要である。

以上の認識のもと、民間企業の未来投資を積極的に後押しするため、以下の施策を講ずる。

2-1. 「攻めの経営」の促進

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》 今後3年間（2018年度まで）のうちに、設備投資を年間80兆円程度に拡大させることを目指す

⇒ 2014年度：68.4兆円

※今回、これまでのKPI（2015年度までにリーマンショック前の水準（年間約70兆円（2007年までの5年間平均））に回復）を変更。

(2) 新たに講ずべき具体的施策

i) コーポレートガバナンス改革による企業価値の向上

昨年は、コーポレートガバナンス・コードの策定・適用や改正会社法の施行など、コーポレートガバナンスに関する「枠組み」が大きな進展を見せたことから、2015年は「コーポレートガバナンス改革元年」であったと言われている。コーポレートガバナンス改革は、引き続き、アベノミクスのトップアジェンダであり、今後は、この改革を「形式」から「実質」へと深化させていくことが最優先課題である。

そのためには、機関投資家サイドからの上場企業に対する働きかけの実効性を高めていくことが有効であり、これにより、中長期的な視点に立った「建設的な対話」の実現を強力に推進していく。

このような観点から、「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」（以下「フォローアップ会議」という。）における議論・検討を通じて、機関投資家が、顧客・受益者（最終受益者を含む。）の利益を第一に考えてスチュワードシップ責任を適切に果たすよう、その徹底を図るとともに、投資家と上場企業それぞれの取組による対話の質の向上を促す。

あわせて、フォローアップ会議において、取締役会の実効的な機能発揮や政策保有株式の縮減に向けた上場企業の取組状況をモニターし、コーポレートガバナンスの実効性向上に向けた上場企業サイドの適切な取組の確保を図るほか、金融審議会において、G20/OECD コーポレートガバナンス原則に示されている考え方も踏まえ、実効性あるコーポレートガバナンスに資する市場構造の実現方策について検討を行う。

加えて、企業の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、企業の情報開示の実効性・効率性の向上と、その前提となる会計基準・会計監査の品質向上・信頼性確保を図る。

① 実効的なコーポレートガバナンス改革に向けた取組の深化

ア) フォローアップ会議における取組

フォローアップ会議における議論・検討を通じて、以下のとおり上場企業のコーポレートガバナンスの実効性の向上を促していく。

- ・投資家と上場企業との「建設的な対話」を実現していくため、機関投資家に対し、個別企業やその事業環境等に関する理解に基づき、企業側に「気づき」を与える対話を行うことを促すとともに、スチュワー